

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1 1	議案第 5 6 号	平成 1 7 年度厚岸町病院事業会計補正予算

厚岸町議会 第1回定例会

平成18年3月8日

午前10時00分開会

- 議長（稲井議員） ただいまより平成18年厚岸町議会第1回定例会を開会いたします。
- 議長（稲井議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、8番音喜多議員、9番松岡議員を指名いたします。
- 議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告書を議題といたします。
委員長の報告を求めます。
9番、松岡委員長。
- 松岡委員長 去る3月6日、議会運営委員会を開催し、第1回定例会の議事運営について協議したので、その内容について報告いたします。
議会に対する報告については、議長より諸般報告及び例月出納検査報告が予定されております。町長からは、「自然の番人宣言」について行政報告が予定されております。
次に、各委員会からの提出案件については、陳情第1号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書の審査報告書が予定されております。また、各委員会からは、閉会中の継続調査申出書が予定されております。
次に、理事者提案の議案等については、平成18年度町政執行方針、教育行政執行方針が予定されております。
議案第7号から15号までの平成18年度予算については、議長を除く17名の委員による平成18年度各会計予算審査特別委員会へ付託の上、会期中の審査とすることといたしました。
議案第48号から56号までの平成17年度補正予算については、同じく17名の委員による平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中に審査することといたします。
議案第16号から47号までの各議案については、すべて本会議において審査することに決定いたしました。
次に、本定例会に通告のあった一般質問者は8名であります。
最後に、会期についてであります。本日より22日までの15日間とし、11日、12日、18日、19日の日曜、土曜並びに21日の祝日の5日間を休会といたすことに決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

以上です。

- 議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告書にありましており、本日から2日までの15日間とし、11日、12日と18日、19日、21日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から22日までの15日間とし、11日、12日と18日、19日、21日は休会とすることに決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

- 議長（稲井議員） 日程第4、この際、諸般の報告を行います。

まず、本定例会に提出されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご承知願います。

次に、平成17年12月13日開会の第4回定例会終了から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

以上、諸般報告といたします。

- 議長（稲井議員） 日程第5、例月出納検査報告を議題といたします。

今般、監査委員より別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考にご供していただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 日程第6、町長から行政報告を求められておりますので、これを許したいと思います。

町長。

- 町長（若狭町長） おはようございます。

釧路管内市町村が共同で行う、ごみの不法投棄やポイ捨てを廃絶する「自然の番人宣言」について、行政報告をいたします。

釧路管内各市町村が観光や自然環境の保全に力を入れている中、ごみの不法投棄やポイ捨てが後を絶たず、観光客などの来訪者を迎えるに当たり苦慮していることなどから、管内市町村が自然環境を守るため統一した行動に取り組むことで不法投棄やポイ捨て防

止のための抑止効果を上げようとする趣旨で、「自然の番人宣言」を3月27日に、釧路開発建設部長、環境省釧路自然環境事務所長、北海道釧路支庁長、北海道警察釧路方面本部長、釧路支庁管内町村議会議長会会長の立ち会いのもと、各市町村長が調印を行い、宣言を公表する予定であります。

宣言の内容は、別紙資料のとおりですが、次に読み上げます。

自然の番人宣言。

釧路圏域は、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園を初めとする貴重かつ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれ、また、圏域のみならず全国民の財産としても位置づけられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が代々大切に守り、はぐくんできたものであり、次世代に伝えなければならない責務が私たちにはあることから、最大限の努力を行ってまいりました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としています。

ここに、圏域に住む私たちは自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを目的に、以下のとおり宣言をするものとする。

1、私たち自然の番人は、この自然環境が圏域の、そして全国民の財産であることを深く認識し、みずからを律し、不法投棄、ポイ捨ては行いません。

2、私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。

3、私たち自然の番人は、美しい自然環境を未来に引き継ぐため、環境教育の充実に取り組みます。

4、私たち自然の番人は、圏域外の方々が自然の番人となるべく、広くこの思想の普及をします。

この宣言に基づき、各市町村は次の行動を行うとしております。

・宣言の趣旨並びに監視協力について住民に周知する。なお、周知に際しては、検挙となった具体的事例や通報方法などを記載し、志を持つ住民が行動しやすい内容とする。

・取り扱い事例等、情報交換を行う。

・道警釧路方面本部との連携を強化し、方面本部内の警察署が統一の考えのもと、全面協力願える環境を整える。

・強化月間を設定し、住民参加型の統一行動をとり、圏域の意志を内外に伝える。

・釧路地域廃棄物不法処理対策戦略会議の活動と連携強化する。

・指名業者などに対して趣旨の徹底と注意を促し、万が一、不法投棄などにかかわった業者については、指名等において厳しい姿勢で臨む。

・環境教育の充実を図る。

・あらゆる機会を通し、この思想の普及、啓発を行う。

・管内の事業所、団体に呼びかけ、協力を要請する。

という内容であります。

この宣言に基づき、初年度における具体的な活動として、釧路広域市町村圏事務組合

において、「自然の番人PR事業」として130万円の予算化を行い、車両用ステッカー、ポスター、ステッカー、小・中・高校用パンフレット、観光客用パンフレットを作成し、宣言の趣旨を圏域内外の人々に啓発いたします。また、5月から6月を強化月間として、住民参加のもと統一行動を行うこととしております。

以上、釧路管内市町村において、ごみの不法投棄やポイ捨てを廃絶する「自然の番人宣言」をすることについてご報告いたしましたが、従来の町独自の活動と新たな釧路圏域の活動を連携させ、自然環境を守り、未来に引き継ぐことを主眼に今後とも取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより行政報告に対する質疑を行います。

なお、報告に対する質疑は、厚岸町議会会議運用内規22にありますとおり、内容の疑義をただす程度にとどめていただきたいと思います。

ございませんか。

（な し）

- 議長（稲井議員） なければ、以上で行政報告を終わります。

- 議長（稲井議員） 日程第7、町政執行方針、日程第8、教育行政執行方針、以上2件を一括議題といたします。

初めに、町長に町政執行方針の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） 平成18年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に関する私の所信を申し上げます。

私は、昨年7月から、多くの方々のご支援により、2期目の町政を担うことになりました。かつてない変革の波の中で、町行政を取り巻く環境は一層厳しさを増しておりますが、この難局と正面から向き合い、これまで以上に気を引き締め、しっかりとした町政のかじ取りをしなければならぬと決意を新たにしております。

政府は、「日本経済は、総じて言えば、10年余りにわたる長期停滞のトンネルを抜け出した」として、我が国経済の先行きについて景気回復が続くと予測しております。

このような政府予測に対して、本町経済は、酪農業を除き、ほとんどの産業が低迷を続けております。国の財政構造改革による地方交付税の一方的な削減は町財政の急激な悪化を招き、公共事業の減少による企業の業績不振、雇用情勢の悪化、購買力の低下など、さまざまな分野で地域経済疲弊の大きな要因になっていることを、しっかりと見ておかなければなりません。

したがって、国の財政構造改革の問題点を明らかにしながら、一方で、地域主権時代にふさわしい自治の確立を目指し、徹底した行財政改革と行政サービスの責任分担を見直し、また、重要課題への予算の重点化などにより、きめ細かな行政サービスの提供と、新たな行政課題へ挑戦できる財政基盤を確立しなければなりません。

厳しい時代はまだ続きますが、しっかりと先を見据え、この危機を町民の皆さんとの協働により乗り切ってまいりたいと思います。町民の皆さん、町議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年度の地方財政計画は、地方税の増収などを反映して前年度を上回る地方一般財源を確保したとしていますが、地方交付税は5.9%の減額となりました。不況が続く雇用情勢も悪化している本町において、地方交付税減額分を税収で補うという図式は成り立ちませんし、人口減などの独自の要素を加えた一般財源の減少幅は、さらに大きくなることを覚悟しなければなりません。

また、適正な定員管理や人件費削減などを経営努力とし、その実績に対応する地方交付税算定を拡充したり、三位一体改革後の改革では、地方財政の2010年代初頭のプライマリーバランスの回復が重要課題となるなど、地方をねらい撃ちにした改革はとどまることを知りません。

このような情勢を踏まえると、これまでの行政サービスの質や量を総体的に後退させずに維持するためには、自立の道を選択し、行財政改革に邁進するだけでは、将来の展望は開けません。そのため、釧路支庁管内町村会としては、将来の合併を視野に入れつつも、当面は市町村間でできることから連携を図る必要があると考え、可能な政策課題の洗い出しに着手しております。

一方、北海道は合併新法に基づく構想づくりを進めており、この夏にも結論を出すと言われております。

これらの動きの中で、本町がどの道を選択するかは、将来のまちづくりを大きく左右するだけに、町民の皆さんに十分な情報を開示し、議論をしながら慎重に判断してまいりたいと考えます。

道州制に向けた北海道から市町村への事務・権限の移譲は、平成18年度からの移譲に向け27件の事務を検討しましたが、北海道の準備不足や調整の結果、平成18年度から移譲される事務はわずか4件にとどまりました。住民に身近な行政を住民により近いところに移すという観点から、今後とも移譲可能な事務・権限については、それに見合う財源措置を求めながら積極的に対応してまいります。

支庁制度改革は、現行14支庁を地域生活経済圏を基本に6支庁体制に再編するという方向で議論が行われています。しかしながら、この議論が支庁のスリム化だけ先行し、道庁本体の組織改編が明らかにされないまま進められているところに問題があり、道民サービスの低下、市町村の負担の増大につながらないよう対処してまいります。

北海道は、赤字再建団体への転落を回避するとともに、持続可能な財政構造の確立を目指して、平成16年8月に「道財政立て直しプラン」を策定しましたが、平成19年度に達すると予想される1,800億円の収支不足を早急に解消する必要性が生じたため、本年2月、「新たな行財政改革の取組み」をまとめ、これまでの道政のあり方を抜本的に見直すとしております。

この中では、公共事業の見直し、道単独補助金の縮減・廃止や、今後10年間の職員数削減率を30%に設定することなどが盛り込まれており、本町の景気や財源確保、町民負担などに大きな影響があると考えられますし、町内の北海道出先機関の縮小・廃止につながる可能性もあり、重大な関心を持ちながら、機会あるごとに北海道の善処を求めて

まいります。

以上のような情勢から、平成18年度においても、簡素で効率的な行政運営をより一層推進するため、経常経費のさらなる抑制、第3次定員適正化計画に基づく徹底した組織機構のスリム化及び人件費の抑制などの対策を講じてまいります。

また、このような中、国では現行の市町村収入役の制度を廃止する地方自治法改正の方針が固められていると報じられております。私は、適正な公金支出の厳格な責任を収入役が担っており、極めて重要なポストにあると判断していましたが、私は不本意ながらも、地方自治法の改正を見据えて、本年3月31日をもって収入役を廃止する考えであります。

それでは、主要な施策の推進について、第4期厚岸町総合計画の5本のまちづくりの柱に沿って申し上げます。

第1は、自然と調和した快適な環境づくりについてであります。

私たちの豊かな暮らしを未来にわたって実現していくためには、恵まれた自然環境の保全を図り、ここで生産される食料が安全・安心であることを永続させ、将来に引き継ぐことが最も重要な課題であります。

このため、豊かな環境を守り育てる基本条例に基づく環境基本計画を、町・町民・事業者それぞれが良好な環境保全に果たすべき役割は何かとの議論を深め、策定いたします。

さらに、山林から厚岸湾・湖への自然の連鎖を一体的にとらえて、その重要性を啓蒙し、地域や団体などと協働して保全対策を図ってまいります。その一環として、別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会において、酪農家の理解を得てホマカイ川流域の草地に広葉樹の植樹を予定しており、今後、適地の選定を順次行い、河畔林の造成を進めてまいります。

道内の自治体で初めて取得したISO14001は、国際認証機関の登録更新を行わず、今年度からは、従来と同様の内容とする「厚岸町環境マネジメントシステム」として自主運用を行い、環境負荷軽減の取り組みを継続いたします。

廃棄物の処理につきましては、ますます複雑化しておりますが、今年度からは新たに廃プラスチックを分別収集し、資源として循環させる作業に取りかかります。また、回収ボックスを町有施設に設置して木綿系古布を分別収集し、有価物として町の収益化を図ります。さらに、現在、町有施設の給食残滓を堆肥化センターで堆肥化しておりますが、町内飲食店の調理残滓を試験的に受け入れ、今後の処理拡大の可能性を検討いたします。

資源ごみを売却した収入の一部を環境保全基金に積み、これを財源として山や河畔への植栽を行い、厚岸湾・湖の水質保全を図り、漁業生産に寄与することを「みどりの循環」と位置づけ、町民の皆さんが行うごみの分別が間接的に森づくりへの参加となり、ひいては海の恵みの恩恵に浴することを啓蒙し、理解を得ながら取り組んでまいります。

ごみ焼却処理場につきましては、老朽化した煙突と処理能力向上を図る設備改修を行います。さらに、第2期最終処分場が完成したことから、第1期最終処分場の閉鎖事業を行い、一般廃棄物の適正処理に対処してまいります。

別寒辺牛川のカヌー駅につきましては、カヌー利用者が安全に利用できるよう、老朽

化した木道及び乗降部の改修を行います。

下水道は、快適な生活環境を確立するとともに、公衆衛生の向上に寄与し、あわせて厚岸湾・湖などの公共用水域の水質の保全に資することを目的に、平成3年度から事業を進めておりますが、今年度は、下水道普及地区の大幅な拡大を目指し、例年の5倍強の事業費を投入し、引き続き整備する奔渡町、宮園町、住の江町のほか、新たに港町、宮園鉄北、白浜町の污水管整備を進めてまいります。

また、水道は町民の生活に欠くことのできないものであり、安全で良質な水道水を安定供給することが求められております。このため、水源としている河川流域の環境を保全し、再生に資する施策として、引き続き水源涵養林の取得を進めてまいります。

浄水場につきましては、ろ過池洗浄弁などの更新を継続して行い、水道水の安定供給やコスト削減のために配水管の布設がえや漏水調査などを実施し、水道事業会計の経営の安定に努めてまいります。

さらに、町民の生活環境に係るものとして、道路や河川、住宅、交通政策について申し上げます。

幹線道路については、町道住の江町通り・白浜町山の手通り・別寒辺牛道路の改良舗装事業を継続し、新たに太田門静間道路・太田8番道路改良舗装事業に着手いたします。

生活道路では、奔渡町、住の江町、尾幌の各地区において、緊急度の高い路線からの整備と、市街地の損傷の著しい舗装道路のオーバーレイ補修工事を進めてまいります。

都市計画では、湖南地区中心市街地において、昨年、歩道や照明などの整備を行いました。今年度においては、松葉町憩いの広場を中心としたまちづくりをイメージしながら、駐車場やトイレなどの整備を検討してまいります。

河川事業では、準用河川汐見川と普通河川奔渡川の改修工事を継続して進めてまいります。

また、矢臼別演習場からの土砂流出防止対策として進めた砂防ダムにつきましては、有識者による第三者検討委員会から最終報告にあわせ提言がありましたので、防衛施設局とも協議し、既設ライベツダムの改良工事を取り進めるとともに、演習場内における新たな土砂流出発生源対策を実施するための調査や試験的な工事に取り組んでまいります。

住環境の整備につきましては、民間活力と協力を図りながら、安心・安全な住宅づくりに取り組んでまいります。

災害から町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるまちづくりは、本町の重要課題であります。特に、昨年来より話題となっているアスベストや耐震性の問題についても、関係機関・団体との連携をさらに強め、健康被害の防止や安全性の確保などに取り組んでまいります。

また、地震及び津波への対応として、昨年9月に施行された「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本年度は津波避難対策を主とする町の推進計画の策定作業に入りますが、これとあわせて、北海道の「津波シミュレーション及び被害想定調査」をもとにした防災マップの見直し作業も、地域住民参加のもとで進めてまいります。

字名改正事業については、引き続き太田南の一部と白浜町、宮園町地区の整理を進め

てまいります。

公共交通の鉄道やバス輸送は、生活交通として必要不可欠であり、その存続のため必要な支援を行うとともに、町民生活の利便性向上を図ってまいります。

第2は、活力に満ちた豊かな産業の育成であります。

まず、農業についてであります。

昨年3月に我が国の農業政策の新たな指針となる「食料・農業・農村基本計画」が決定し、この計画に基づく具体的な農政改革が進み、農業・農村は転換期にあると考えます。

このような中、国内の酪農情勢は、牛乳・乳製品の需要が回復せず、過剰在庫の脱脂粉乳を生産者負担で処理しておりますが、さらにバターの過剰在庫が顕在化したことから、生産者は抑制型計画生産の受け入れを強く求められており、酪農経営の方向性を決定する上で大きな不安材料となっております。

このため、北海道酪農の主産地形成と地域の主要産業である酪農の継続と安定に加え、農業の持つさまざまな機能の維持と生産活動を支援するため、農協と連携して効果的な取り組みを図る必要があり、良質飼料の確保に向け基盤整備を継続するとともに、低生産コスト効果の高い酪農支援システム事業の強化と充実を図るため、農協が運営する「哺育センター」と連携する「町営牧場育成牛飼育施設」を整備し、酪農家の経営合理化と省力化を促進します。

一方、農道整備では、酪農関係車両の大型化と交通量の増加に対応するため、太田、片無去地区で集乳道の整備を引き続き実施します。

また、太田・大別地区の乳用牛飼養頭数の増加と飼養形態の変化に伴い、不足する飲雑用水を新たな水源から確保するため、「道営営農用水事業」に着手いたします。

町営牧場は、後継牛の育成で酪農家の労働力不足を補い、経営の安定にも大きな役割を果たしております。今後もその果たす役割がますます大きくなるものと考えられますので、引き続き経費削減と飼養管理技術の向上に努め、酪農家の期待にこたえてまいります。

なお、別寒辺牛団地につきましては、道営事業による基盤整備と施設整備を進め、飼養環境の充実を図ってまいります。

次に、林業施策について申し上げます。

森林は、水資源の確保、洪水・土砂崩壊などの災害防止、気象緩和・風水害防止などの生活環境の保全、さらには魚つきなどの公益的な機能によって私たちの生活と深くかかわっていることから、長期的な視点に立ち、森林を適切に管理・育成していかなければなりません。

このため、町有林につきましては、間伐や未立木地への広葉樹の植栽を行い、より公益的機能が増進するように、森林の混交林化を進めます。また、私有林につきましては、森林整備地域活動支援交付金を継続して適切な整備を促進し、所有者に整備の意志がない、水土保持機能が必要な無立木地につきましては、公的森林整備を継続実施いたします。さらに、片無去地区の森林の適切な管理を行うため、森林管理道整備事業に着手いたします。

別寒辺牛川支流源流部にある町民の森につきましては、多くの町民の皆さんの参加を

促し、昨年よりも規模を拡大して植樹を行い、自然環境の保全や森づくりの大切さなどを体感し、森林を未来に継承するという意識の高揚を図ってまいります。

山地の急傾斜崩壊による町民生活の安全と財産を守るため、奔渡町地区、梅香町地区、バラサン地区、片無去地区、末広地区において、北海道と連携して引き続き治山事業を実施いたします。

きのご菌床センターは、地域の生産者へ良質な菌床の供給を目指し、製造コストの縮減と安定供給に取り組むとともに、生産者と連携しながら運営の改善や菌床製造の技術向上に努めてまいります。

次に、水産業についてであります。

韓国は、日本のノリの輸入割当制度（IQ）が世界貿易機関（WTO）協定の枠組みに違反するとして提訴しておりましたが、本年1月、日本がその輸入枠を段階的にふやすことで合意に至りました。しかし、依然として日本のIQ制度につきましても予断を許さない状況に変わりないことから、今後とも北海道及び漁協との連携を図り、国に対してIQ制度の堅持を要請していくとともに、WTOの各会議における動向を注視してまいります。

また、沿岸の資源増大及び漁場管理対策として、大黒島沖に魚礁の設置を新たに行うほか、漁協が事業主体で実施するヒトデ駆除事業や昆布漁場改良事業など、各種事業に対し支援を継続してまいります。

漁港の整備については、昨年より引き続き厚岸漁港の湖北地区岸壁の補修や、湖南地区では湾月船揚げ場の改良、湖内航路のしゅんせつを行い、新たに若竹第1埠頭の静穏度対策として護岸の新設、門静漁港の調査設計が計画されております。床潭漁港につきましては、引き続き南護岸の整備を初め、新たに道路、船揚げ場の新設、物揚げ場補修が国や北海道により計画されており、早期完成に向け努力してまいります。

カキ種苗センターの運営につきましては、引き続き良質な種苗生産に努め、今年度新たに整備する観測機器を用いて湾内・湖内の水質調査を定期観測し、漁場環境の経年変化データを蓄積するとともに、関係漁業者へ情報提供に努めてまいります。

また、厚岸ブランドのカキえもんについても、漁協や漁業者と連携を図りながら、生産量の増大や消費・販路拡大に努めるとともに、厚岸カキの一層のブランド化を支援してまいります。

消費者が食への安全性を強く求める今日、安全かつ良質な水産物の供給体制を整えるために、漁業者、市場関係者、加工場、買い受け人、販売人、流通業者の関係者が一体となった取り組みが必要であります。これまでに水産物衛生管理講習会や衛生管理などの実態調査に取り組んでまいりましたが、今年度においては厚岸版の地域ハサップマニュアルの作成を計画しており、地域の生産物の品質管理向上を目指します。

次に、商工と観光についてであります。

商業は、これまで基幹産業の盛衰に左右されてきましたが、今日では、人口の減少や大型店、量販店への購買力の流出に加え、公共事業の減少による雇用情勢の悪化などが追い打ちをかけ、業績は最悪の状況にあると見られます。こうした状況は本町に限ったものではなく、効果的な施策を見出せていないのが現状であります。

また、水産加工業は、原料の漁獲量や価格の動向に業績が左右される不安要素を常に

抱えており、その他、建設土木業、鉄骨や砕石など建築資材製造業においても、公共事業の減少による影響が最も大きい業種であり、厳しい経営が続いております。

こうした状況を受け、町としては、景気浮揚の側面からも町発注の大型公共事業の前倒しなどにより支援してまいりますし、中小企業融資制度や小規模商工業者設備近代化資金貸付制度などの有効活用と、国や北海道の支援制度を積極的に紹介するなどして、経営の自立安定に向けた支援に努めてまいります。

雇用については、企業の業績が思わしくないため、地元における新卒や若年労働者の雇用の場はますます狭められています。厚岸町雇用対策連絡協議会などの場で、将来の企業繁栄のための投資という観点から、雇用の門戸を広げるよう要請してまいります。

失業者対策については、釧路公共職業安定所の求人情報を各公共施設に掲出するほか、冬期技能講習への講師派遣などを支援してまいります。

振り込め詐欺や架空請求などの詐欺行為、点検商法や催眠商法などの悪徳商法が依然として後を絶ちません。このため、北海道及び全道市町村のネットワークによる情報の受発信、現場で業者と渡り合える法知識などの習得、厚岸警察署や厚岸町消費者被害防止連絡会議との連携により被害の防止に努めます。また、お年寄りが被害に遭うことが多いため、消費者協会や自治会活動での勉強会の開催を督励し、地域ぐるみの監視体制もできるところからつくってまいります。

観光振興については、桜・牡蠣まつり、あやめまつり、牡蠣まつりなどの目的を再確認し、観光客はもとより、地元町民にも支持されるイベントに育てるため、運営体制などの見直しについて関係機関と協議してまいります。そのイベントの主要な会場になっている子野日公園は、訪れる観光客や町民に満足していただけるよう、園路や排水溝及びステージの改修などに着手いたします。

厚岸道立自然公園の国定公園化については、漁業関係者から厚岸湖を公園区域に含めることについて将来への不安の声が上がり、さまざまな機会に説明をしてまいりましたが、いまだ理解を得ることができません。今後とも、漁業関係者の不安解消に向け、引き続き努力してまいります。

味覚ターミナル「コンキリエ」は、厚岸観光の中核拠点施設として多くの観光客が利用しておりますが、近年、観光客の入り込みが減少傾向にあることや、利用者の消費金額の減少が顕著になるなど、経営収支は赤字が続いております。これを改善するためには、経営方針の改革や施設のリニューアル及びサービスの見直しが必要と考えております。そのため、本年は、経営収支の健全化の足かせになっている地元同業者への配慮など幾つかの課題の解決に取り組み、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

第3は、健やかな笑顔あふれるきずなの形成であります。

町民の健康保持増進については、健やかに生き生きと自立して暮らすことのできるよう、町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」に基づいて取り組んでまいりましたが、計画期間の中間年における評価を行い、「幼児の虫歯を減らす」「喫煙行動を変える」「塩分を減らす」という3つの課題の達成度を確認しながら、住民生活の質の向上を図るため、生涯を通じての生活習慣の改善などの施策を展開します。

高齢社会の進行に伴い、町民の4人に1人以上が高齢者である現実を踏まえ、「厚岸町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいた事業の具体化を図ってまいります。

介護保険法の改正により義務づけられた「厚岸地域包括支援センター」を地域包括ケアを支える中核機関として、すべての高齢者を視野に入れ、総合相談・権利擁護支援、包括的・継続的支援体制の確立、介護予防事業の提供に努めるとともに、町立病院を初め医療関係機関や保健福祉関係機関と連携して、相談体制の充実や情報の共有・提供に努めてまいります。

障害者対策としては、昨年11月に成立した障害者自立支援法による障害福祉サービスへの円滑な移行を実施し、本年4月開設の「子ども発達支援センター」での放課後余暇利用開始による、障害児の福祉の増進と家族介護者の負担軽減を支援してまいります。

児童福祉対策では、乳幼児や児童の健やかな成長を促し、安心して子供を託すことのできる保育所、児童館運営に努めてまいります。また、急がれる「地域福祉計画」の策定に着手し、「厚岸町次世代育成支援行動計画」に基づいた事業の具体化を行ってまいります。

次に、介護保険会計及び介護サービス事業会計についてであります。

平成18年度は、介護保険制度がスタートして7年目を迎えますが、超高齢社会の到来を見据えて、高齢者が住みなれた地域で生きがいを持ちながら元気に暮らし続けられるよう、要支援・要介護になる前から介護予防事業を推進することとして、新たに地域支援事業を展開してまいります。

また、介護給付事業や新たに始まる新予防給付事業については、適切な情報提供を行い、利用者の理解を得ながら、高齢者の介護を社会全体で支え合う介護保険制度の持続性を高める視点で、信頼されるサービスの提供に努め、改正された介護保険法に基づく制度の定着を目指してまいります。

厳しい運営の国民健康保険は、事業運営の安定化を図るため保険税率の改定などを進めてきましたが、保健・医療と連携した疾病の予防と適正受診の普及に努めるとともに、医療制度などの改正の影響も見きわめながら、制度の安定化に向けた国への支援策の構築を関係機関と連携して進めてまいります。

病院事業は、医療制度改革や診療・介護報酬の同時改正が行われ、また、医師臨床研修制度が実践されることから、病院のあり方に大きな転換期を迎えております。

町立病院としては、地域医療を志す院長を迎え、新たな医師体制の確保と相まって、新たな病院づくりを進め、町民の命と健康を守り、地域医療を支える拠点施設として、単に病院内での治療にとどまらず、病院が牽引力となり、疾病予防、健康増進、健康管理の保健衛生部門や介護施設との連携と、地域で暮らす方々との対話を進め、医師や医療技術員の顔が見える取り組みを進めてまいります。

また、介護型病床の再編成についての法改正が予定されており、本町の人口減少、少子高齢化に対応した病院の病床体制について検討してまいります。

さらには、累積欠損金を抱える病院事業を支えるために、一般会計からの繰り出し基準の見直しを行うとともに、公営企業としての医業費用の削減と医業収益の確保に努めながら、患者の人格・信条を尊重し、職員の意識改革の視点を持った経営改善に取り組んでまいります。

診療科目としては、内科、外科、脳神経外科に小児科、整形外科を加え、24時間救急体制と良質な医療が受けられるよう医師及び医療技術員の確保を図り、事業所を初めと

する総合健診体制の整備と、町民要望に沿った医療サービスの充実に努めてまいります。

第4は、心豊かで生きがい満ちた人づくりについてであります。

未来を担う子供たちが、自分たちの将来に夢と希望を抱き健全に育っていけるよう、その環境づくりを行うのは行政の重要な使命であります。そのためには、地域の皆さんとともに考え、ともに行動しながら、子供たちの教育環境を整えていかなければならないと考えております。

そこで、教育行政についてですが、私の関係する事項について申し上げますと、真龍小学校の改築は、校舎部分の事業費を平成17年度補正予算で措置しましたが、実質的な工事は平成18年度から始まります。子供たちの多様な学習需要に対応できる施設として、また、防災にも十分配慮した安全性の高い施設として、一日も早い完成が待たれるところであります。

老朽化が著しい学校給食センターにつきましては、当面、改築のめどが立たないため、屋根及び給水給湯管の改修を行い、調理や衛生環境に支障がない状態を維持することに努めてまいります。

第5は、ふれあいと創意で歩む地域社会づくりであります。

財政運営についてであります。国は「三位一体の改革」について、目標年であるところの平成18年度までの改革として、4兆7,000億円の補助金削減、3兆円の税源移譲、地方交付税については臨時財政対策債を含め5兆1,000億円の抑制などの成果を得ることができたとしており、この成果を踏まえ速やかにこれを実現するため、地方税法、地方交付税法などの関連法案を第164回通常国会に提出しており、平成18年度については、地方自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保したとしております。

しかしながら、本町の主要な一般財源である町税及び地方交付税は、町税におきましては地域経済の影響、また、地方交付税は独自の要因でいずれも前年度を大きく下回るものと推測されますし、国の補助金削減、地方交付税の抑制改革のみが先行的に実施され、税源移譲については平成19年度以降に先送りされ、暫定的措置として所得譲与税において補てんすることとされているものの、減額分がすべて補てんされる情勢にはなく、歳入不足は前年度にも増して一層深刻になっております。

このような状況の中、平成18年度予算案につきましては、前年度に引き続き、特別職及び一般職を初めとする人件費の削減と、退職者の不補充による定員管理を行い、給与費においては平成17年度当初予算と比較して約7,800万円を削減したほか、他の経常経費や投資的経費に充当する一般財源も抑制いたしました。不足する約5億4,100万円については、財政調整基金を初めとする各種基金を取り崩し、収支の均衡を図ったものであります。

この累次の財政危機は、国が進める地方分権、国・地方を通じた行財政改革の推進施策の中における通過点という認識のもとに、さらに厳しさを増す行財政環境ではありますが、今後、基礎自治体としての財政運営を維持していくため、歳入面においては、貴重な税収確保のため、広域的組織として平成19年度設立を目標として準備作業が進められている「(仮称) 釧路根室広域地方税滞納整理機構」への参加による収納率向上に努め、自主財源の確保を図るとともに、歳出面におきましては、引き続き行政組織や行政サービスのあり方について点検・評価と必要な見直しを行い、財政基盤の確立を最重点に置

きながら、総合計画に定めている目標達成に向けて各種施策を取り進めてまいります。

以上、平成18年度の町政を執行するに当たっての基本姿勢と主要な施策の概要について申し上げます。

この財政危機を何としても乗り越えるためにも、協働の視点から、直営が適当な領域以外については、今後、指定管理者制度の導入などにより民間開放を基本に検討を進めていくこととし、周辺市町村との広域連携による事務処理の効率化などにも意を注ぎながら、行政経費の縮減に努め、それを将来の町の活性化や雇用の創出などに生かせるよう、大胆な改革に職員一丸となって取り組んでまいります。

未曾有の危機にひるむことなく、挑戦する気概を胸に秘めながら、今まで述べてきた諸施策の実現に向けて、町長2期目の重責を全うする所存であります。

町民の皆さん並びに町議会議員の皆さんの一層のご理解とご協力を心からお願いを申し上げます。

●議長（稲井議員） 次に、教育長に教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

●教育長（富澤教育長） おはようございます。

平成18年厚岸町議会第1回定例会の開会に当たり、教育委員会が所管する行政の執行について、その方針を申し上げます。

今日、我が国では、地方分権や規制緩和など、「国から地方へ」「官から民へ」の新しい社会システムの構築が進められており、地方や民間が主体性を発揮し、活力ある社会の実現に向けて動き出しております。

教育におきましても、全国一斉の画一的な教育行政を見直し、地域の課題やニーズにきめ細かくに対応する、信頼される教育の実現が強く求められております。

教育委員会といたしましては、こうした時代の動きを的確にとらえ、町民一人一人が心豊かで活力に満ちた生活を送ることができるよう、生涯学習の基礎を培う学校教育と社会教育を推進してまいります。

以下、本年度の主要な施策について、その概要を申し上げます。

第1は、学校教育の充実についてであります。

実施5年目を迎える現行学習指導要領のねらいは、知・徳・体のバランスのとれた、全人的な力としての「生きる力」を培うことにあります。このねらいの達成に向けて、子供や地域の実態に応じた特色ある教育活動を展開し、学校教育のさらなる充実を図ってまいります。そのための重点として7点申し上げます。

重点の1は、「確かな学力の育成」であります。

基礎的・基本的な知識・技能を含め、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力などを含めた「確かな学力」を、すべての子供に共通して確実に身につけさせることは、学校教育の使命であります。以下、そのための方策について申し上げます。

1点目は、基礎的・基本的な学習内容の定着についてであります。昨年度に引き続き、小学校全学年と中学校1・2年生を対象に標準学力検査を実施し、分析結果を指導の改善に生かしてまいります。また、各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や問題解

決的な学習を積極的に取り入れるとともに、ティームティーチングや少人数指導、発展的な学習や補足的な学習など、子供一人一人に応じたきめ細かな指導を推進してまいります。

2点目は、学習習慣や生活習慣の育成についてであります。近年、学習意欲はもちろん、学習習慣や基本的な生活習慣と学力との関係が指摘されております。こうした課題は学校だけでは解決できないことから、社会教育における家庭教育事業の推進とともに、参観日や学校便りなどを通して家庭の理解と協力が得られるよう努めてまいります。

3点目は、「総合的な学習の時間」の充実についてであります。この時間のねらいは、子供がみずから学ぶ力を身につけるとともに、自己の生き方を考えることができるようにすることです。本年度は、このねらいの達成に向けて、総合的な学習の時間の全体計画や指導計画を一層充実させ、各教科等との関連を図った効果的な学習となるよう努めてまいります。また、社会人や職業人として自立していくことを目指す教育が強く求められていることから、本年度、太田中学校と高知中学校が文部科学省の「キャリア教育実践プロジェクト事業」の指定を受け、職場体験を中心とするキャリア教育を推進してまいります。

重点の2は、「豊かな心の育成」であります。

将来、子供たちが社会の一員として、あるいは家族の一員として幸せで充実した生活を送るためには、自他の生命や人権を尊重する心、思いやりの心、規範意識や公德心など、豊かな人間性や社会性をはぐくむ教育が重要です。豊かな人間性や社会性は、学校・家庭・地域社会とのかかわりを通して培われるものであることから、保護者・地域との連携を深め、自然体験、ボランティア体験などの豊かな体験活動を通して子供たちの道徳性を育ててまいります。

また、近年、いじめ・不登校問題のほかに、進んで人間関係を築こうとしない子供や指示待ちの子供がふえていると言われております。こうした子供たちの心の問題に適切に対応するため、「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」を継続して配置するとともに、指導室による相談・支援活動の充実を図ってまいります。さらに、必要に応じて釧路教育局などの関係機関とも連携し、心の教育の充実を努めてまいります。

重点の3は、「信頼される学校づくりの推進」であります。

信頼される学校づくりの基本は、まず、学校がみずからの教育責任を果たすことにあります。以下、そのための方策について申し上げます。

1点目は、「開かれた学校づくり」についてであります。地域参観日の実施や地域の方を外部講師として招くなど、「地域の学校」としての教育活動を推進してまいります。また、学校行事等の紹介はもとより、学校の自己評価や外部評価の結果を公表するなど、学校情報の発信に努めてまいります。さらに、PTAや学校評議員との連携を一層深め、保護者や地域の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営を進めてまいります。

2点目は、「教員の資質向上」についてであります。「教えるプロ」としての専門性はもちろん、教育公務員としての服務意識も含め、教員の資質向上を図ってまいります。そのために、指導室の訪問や情報提供などを通して校内研修を支援するとともに、各種研修会や講座への積極的参加を促すなど、教員がより広い視野・視点から自己研さんを

深めるよう支援してまいります。また、17年度の片無去小中学校に加え、新たに1校を研究校に指定し、教職員の実践的な指導力の向上に努めてまいります。

重点の4は、「健康・安全に関する教育の推進」であります。

初めに、健康面について申し上げます。

町民がつくる健康なまちづくり計画「みんなすこやか厚岸21」と連動し、歯の健康、喫煙や薬物乱用防止、食に関する指導の充実など、子供たちが主体的に健康づくりに取り組む教育活動の推進に引き続き努めてまいります。

学校給食につきましては、栄養面と安全性に配慮した食材の選択と地場産品を活用した献立の工夫により、おいしく親しまれる給食づくりに努めてまいります。また、子供たちの食生活の乱れや、それに起因する肥満や偏食の予防・防止を図るため、学校からの要請に応じた栄養職員による食に関する指導を実施してまいります。

さらに、給食施設・設備の改善では、老朽化が著しい屋根と給水給湯配管の改修を行うほか、傷みの激しい食器の更新を行ってまいります。

次に、安全面について申し上げます。

不審者から子供を守る手だてとして、関係機関・団体の協力を得て、町内すべての小・中学生に防犯ブザーを配布するとともに、「通学路の安全マップ」の作成や子供を対象とする「防犯教室」の実施など、児童・生徒の危険回避能力を高める取り組みを強化してまいります。また、危機管理マニュアルを活用した訓練を適宜実施し、学校全体の危機管理意識の向上と維持に努めてまいります。

子供の安全は学校だけでは守れないことから、家庭、地域、関係機関と十分連携をとりながら、事故の未然防止に万全を期してまいります。

重点の5は、「特殊教育の充実」であります。

本年度の特殊学級は、16学級で26名の在籍となります。一人一人の能力や特性に応じ、その力を最大限に伸ばす教育を基本に、引き続き環境整備や人的配置を図ってまいります。また、特別支援教育への転換に対応するため、特別支援教育に関する校内委員会の設置やコーディネーターの指名など、可能なところから特別支援体制の整備を図ってまいります。

さらに、本町と浜中町の2町で実施しております就学指導の体制を維持するとともに、養護学校などの特殊教育諸学校並びに本年度から本町に開設される「子ども発達支援センター」など、関係機関との連携を図ってまいります。

重点の6は、「環境教育の推進・充実」であります。

厚岸町の豊かな自然環境を守り育てる意識や態度の育成を目指し、教育活動全体を通して体験的に学ぶことを重視してまいります。特に、「学校版環境ISO」につきましては、従来の真龍小学校に加え、3校が新たに認定を受けることとなっております。本年度からの「厚岸町環境マネジメントシステム」にあわせて、その取り組みの充実を図るとともに、さらに多くの学校に広めてまいります。

重点の7は、「学校の施設・設備の整備」であります。

平成15年度から進めてきました真龍小学校の改築については、平成17年度に校舎改築が事業化され、本年度中に校舎が完成することとなっております。校舎に続いて改築を予定している屋内運動場の整備につきましては、本年度、学校施設整備事業の補助制度

が大きく変更されることから、引き続き関係者との協議・調整を行ってまいります。

また、各学校及び教員住宅の維持補修につきましては、破損等の状況を的確に把握し、緊急性や重要性を考慮して計画的に進めてまいります。

次に、小・中学校の適正配置につきましては、現在までの状況や将来展望及び耐震化計画を検討する中で、適正化計画を進めてまいります。

以上、学校教育の充実について述べましたが、関連する施策といたしまして、幼児教育と高等学校教育との連携について申し上げます。

幼児教育につきましては、町内の私立幼稚園児の保護者に対する所得に応じた一部補助と幼稚園運営費に対する補助について、継続して実施してまいります。

また、町内に2校ある道立高等学校の支援につきましては、中学校との授業交流や高等学校の教員を中学校に招聘して進路指導の充実を図るなど、中・高の連携強化に努めてまいります。また、両高等学校の特色ある教育活動を町内外にPRするなど積極的に支援を行い、地元高等学校への志願率向上に努めてまいります。

第2は、社会教育の推進についてであります。

本年度における社会教育の推進につきましては、第6次厚岸町社会教育中期計画に定める「子供の豊かな人間性を培う家庭教育の促進」など10項目の目標を重点に、関係機関や団体と連携して、町民のニーズや時代の変化に対応した生活・地域課題を、ライフステージや目的に応じた学習活動の場と機会の充実に努めながら、生涯学習社会の実現を目指してまいります。

近年、子供たちの基本的な生活習慣が身につけていないことや、自然体験等の体験活動の不足、コミュニケーション能力の低下など、子供たちに関するさまざまな課題が提起されている現状から、心豊かでたくましい子供たちをはぐくむため、家庭や地域の教育力を高めていく方策が必要であります。このため、子育てに対する不安や悩みを抱えている保護者と教職員を対象に「親業入門講座」や「子育て講話」を開催するほか、深刻化する児童虐待やいじめ、子供のとうとい命が犯罪によって失われる事件が多発している現状から、これらに対応するため、本年度、小学校と連携して「CAP（子供への暴力防止）ワークショップ」を開催するなど、家庭教育の充実を図ってまいります。

また、これまで継続推進してきました「あいさつ・声かけ運動」については、子供の安全確保の取り組みとして、学校・家庭・地域と連携し、さらに進めてまいります。

友好都市子ども交流事業であります。6年間にわたる交流が終了し、両市町の友好のきずなが一層深まったと同時に、子供たちが心豊かに成長していく上での大きな財産になったものと考えております。こうした成果を踏まえ、このたび本事業継続の意向が両市町間において確認されましたので、本年度から新たな交流を進めてまいります。

姉妹都市オーストラリア・クラレンス市との国際親善が続けられている中、英会話やより豊かな国際感覚を身につけた青少年の人材育成は重要な課題であります。町内の民間国際交流団体は、このたび2年間に及ぶ事前学習を終えた町内中学生8名とともに、ホームステイや学校授業体験のためクラレンス市を訪問することから、本事業活動に対し支援をしてまいります。

芸術・文化の振興につきましては、町民文化祭開催ほか、芸術文化活動への参加、鑑賞機会の拡充を図るとともに、文化団体と連携して各種サークルの育成と支援に努めて

まいります。

本の森厚岸情報館につきましては、本年度で10周年を迎えます。開館以来、多くの町民の利用に支えられ、利用率やサービス内容については、北海道はもとより全国的にも高い評価を受けてまいりました。開館10周年を契機に、さらに多くの皆様に利用される情報館を目指してまいります。

本年度は、乳幼児からお年寄りまで、きめ細かなサービスを展開していくために、町保健介護課や福祉課、学校、ボランティアグループなどと連携しながら、ブックスタートや読み聞かせ、お話し会などを継続実施してまいります。

また、利用者からの要請に応じた調べ物や情報収集へのお手伝い、あるいは情報機器の利用支援を目的としたパソコン講座の開催など、充実した支援サービスを展開してまいります。

次に、文化財保護についてであります。

現在、厚岸町が有する指定文化財は、国指定が昨年指定された「蝦夷三官寺国泰寺関係資料」を加え4件、北海道指定が国指定となった日鑑記を除き3件、町指定文化財が19件の合計26件であります。これらを保護・保全し、先人が残した貴重な歴史的遺産に対する理解を深めるとともに、私たちの誇りとして次の世代に伝えていくという重要な使命があります。この使命を果たすため、海事記念館、郷土館及び太田屯田開拓記念館に所蔵されている郷土資料の整理、保管に努めるとともに、新たな郷土資料の発掘に努めてまいります。

また、古文書教室、出前講座等の文化財事業、特別展などの海事記念館事業、さらには各館の相互補完・連携により、文化財保護意識の高揚と普及に努めてまいります。

さらに、国指定重要文化財「正行寺本堂」につきましては、国及び道の事業採択の見通しが立ったことから、整備事業に向け支援してまいります。

町指定無形文化財の「厚岸かぐら」につきましては、昨年、「厚岸さくら・牡蠣祭り」や「厚岸町障害者ふれあいフェスティバルこう福祉21」など、幾つかの町のイベントに参加し、多くの方々から喜ばれました。本年度も引き続き、地域の郷土芸能としての伝承と後継者の育成を支援してまいります。

第3は、スポーツの振興についてであります。

スポーツは、爽快感、達成感などの精神的充足や楽しさ、喜びをもたらすとともに、体力や心身の健康保持、増進に欠くことのできないものであり、自由時間の増大や少子高齢化など社会環境や生活環境が変化する中において、活力ある豊かな地域社会の形成に大きく貢献しています。

このために、それぞれの体力や年齢、目的に応じて、いつでも、どこでも、だれでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催するほか、体育指導委員やスポーツ団体等との連携・協力を密にして、健康で活力に満ちたスポーツ活動を推進してまいります。

また、スポーツ施設の管理運営に当たっては、利用者のための効率的な施設の運営と管理に努めてまいります。特に、パークゴルフ場やスケートリンクの屋外施設については、昨年度導入されました管理用機械を有効に活用し、利用者のための施設整備に万全を期してまいります。

以上、平成18年度の教育行政の執行に関する方針を述べましたが、教育委員会といたしましては、町民の皆様の負託にこたえるため、町を初め、学校、関係機関と密接な連携を図りながら、本町の教育・文化の振興に最善の努力をしております。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） 以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針の説明を終わります。
 - 議長（稲井議員） 日程第9、陳情第1号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書を議題といたします。
本件につきましては、平成18年2月16日開催の第1回臨時会において産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めていたところ、今般、審査結果のご報告が委員長からなされております。
委員長からの報告を求めます。
4番、小澤委員長。
 - 小澤委員長 報告申し上げます。
平成18年2月16日、第1回臨時会において本委員会に付託されました陳情第1号 漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書につきましては、平成18年3月1日、本委員会を開催し、現地調査の上、慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。
以上、審査報告といたします。
 - 議長（稲井議員） お諮りいたします。
委員長の報告は採択であります。
委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご異議ありませんか。
- （「異議なし」の声あり）
- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。
よって、本陳情は採択することに決しました。
 - 議長（稲井議員） ここで、議案第14号 平成18年度厚岸町水道事業会計予算、議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算について、予算書の字句の訂正の申し出がありますので、これを許したいと思います。
水道課長。
 - 水道課長（高根課長） 大変貴重な時間を割きまして申しわけありません。
議案第14号 平成18年度厚岸町水道事業会計予算の予算書14ページの資本的支出をお開き願います。

14ページの資本的支出の関係でございます。1目建設改良費、1節建設改良費のうち、説明欄の中段に床潭ポンプ場流量計設置工事89万2,000円と記載されております。これを、「床潭ポンプ場」を「配水管」と訂正しまして、配水管流量計設置工事となるものでございます。「床潭ポンプ場」を「配水管」と訂正をお願いします。

(「床潭は残すの」の声あり)

- 水道課長（高根課長） 「床潭ポンプ場」は入りません。配水管流量計設置工事。「床潭ポンプ場」を削除しまして、配水管流量計となるものであります。配水管流量計設置工事。

(「金額は変わらないの」の声あり)

- 水道課長（高根課長） 金額の変更はございません。
以上、訂正方よろしく願いしまして、おわび申し上げます。

- 議長（稲井議員） よろしいですか。

(「はい」の声あり)

- 議長（稲井議員） 次に、病院事務長。

- 病院事務長（斉藤事務長） 大変貴重な時間をおとりいただきまして、まことに申しわけございません。

議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算。議案第15号でございます。新年度予算でございます。平成18年度厚岸町病院事業会計の予算書の説明欄の字句の訂正であります。

13ページをお開き願いたいと思います。

13ページ、収益的支出でございます。13ページ、上から6行目でございます。説明欄の字句でございますけれども、医療業務委託料2,496万7,000円となっておりますけれども、「医療」を「医事」に直していただきたい。いわゆる、ジは事務の「事」でございます。「療」を「事」に訂正方よろしく願い申し上げたいと思います。

以上でございます。申しわけございません。

- 議長（稲井議員） よろしいですか。

- 議長（稲井議員） 日程第10、議案第7号 平成18年度厚岸町一般会計予算から議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算まで、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、ただいま上程いただきました議案のうち、議案第7号から議案第13号までの、その内容を説明させていただきます。

お手元に配付しております平成18年度厚岸町各会計予算書に沿って、また、それと同時に配付しております一般会計予算資料の一部について説明をさせていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。厚い冊子でございます。

議案第7号 平成18年度厚岸町一般会計予算であります。

平成18年度厚岸町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億8,425万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

次のページをお開き願います。

歳入であります。

その次の4ページ以降が歳出であります。

これらの説明につきましては、前年度と比較をしまして、歳出では性質別等を含めまして、その内容を説明させていただきたいと思っております。

別冊の平成18年度一般会計予算資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

一般会計歳入歳出予算でございますが、この資料では総体的な説明をさせていただきます。

まず、歳入であります。

1款町税、本年度予算額9億9,334万5,000円、前年度比較2,740万2,000円の減、増減率2.7%の減、構成比は13.5%であります。

2款地方譲与税、本年度予算額2億1,783万2,000円、前年度比較4,301万9,000円の増、増減率24.6%の増。

3款利子割交付金、本年度予算額412万3,000円、前年度比較28万6,000円の減、増減率6.5%の減。

4款配当割交付金、本年度予算額44万9,000円、前年度比較54万円の減で、増減率54.6%の減。

5款株式等譲渡所得割交付金、本年度予算額7,000円、前年度比較3,000円の増。

6款地方消費税交付金、本年度予算額1億2,054万5,000円、前年度比較1,235万1,000円の減、増減率9.3%の減。

7款ゴルフ場利用税交付金、本年度予算額249万3,000円、前年度比較267万円の減、増減率51.7%の減。

8款自動車取得税交付金、本年度予算額4,026万9,000円、前年度比較121万7,000円の減、増減率2.9%の減。

9款国有提供施設等所在市町村交付金、本年度予算額1,390万円、前年度比較13万6,000円の増、増減率1.0%の増。

10款地方特例交付金、本年度予算額3,759万1,000円、前年度比較239万5,000円の減、増減率6.0%の減。

11款地方交付税、本年度予算額30億6,346万3,000円、前年度比較4億1,737万6,000円の減、増減率12.0%の減、構成比は41.5%を占めるものであります。

12款交通安全対策特別交付金、本年度予算額246万4,000円、前年度比較14万8,000円の減、増減率5.7%の減。

13款分担金及び負担金、本年度予算額1億4,263万7,000円、前年度比較5,852万3,000円の増、増減率69.6%の増。

14款使用料及び手数料、本年度予算額4億7,284万4,000円、前年度比較1,526万1,000円の増、増減率3.3%の増、構成比は6.4%であります。

15款国庫支出金、本年度予算額4億2,792万円、前年度比較1億7,277万7,000円の減、増減率28.8%の減、構成比は5.8%であります。

16款道支出金、本年度予算額3億5,939万8,000円、前年度比較334万2,000円の増、増減率0.9%の増、構成比は4.9%であります。

17款財産収入、本年度予算額1億1,720万円、前年度比較859万7,000円の増、増減率7.9%の増。

18款寄附金、本年度予算額1万円、前年度比較、増減率ともゼロであります。

19款繰入金、本年度予算額5億4,192万6,000円、前年度比較2億1,892万6,000円の増、増減率67.8%の増、構成比は7.3%であります。

20款繰越金、本年度予算額500万円、前年度比較、増減率ともゼロであります。

21款諸収入、本年度予算額7,154万1,000円、前年度比較3,168万3,000円の減、増減率30.7%の減。

22款町債、本年度予算額7億4,930万円、前年度比較1億1,970万円の増、増減率19.0%の増、構成比は10.2%であります。

総額ですが、本年度予算額73億8,425万7,000円、前年度比較2億133万8,000円の減、増減率2.7%の減となります。

続いて、2ページをお開き願います。

歳出の説明でございます。

まず、款別増減の一覧表でございます。

1款議会費、本年度予算額6,691万2,000円、前年度比較74万3,000円の減、増減率1.1%の減。

2款総務費、本年度予算額1億6,702万6,000円、前年度比較3,429万9,000円の減、増減率17%の減であります。

3款民生費、本年度予算額8億2,642万1,000円、前年度比較678万2,000円の増、増減率0.8%の増であります。

4款衛生費、本年度予算額9億2,887万7,000円、前年度比較4,985万3,000円の増、増減率5.7%の増であります。

5款農林水産業費、本年度予算額10億1,946万9,000円、前年度比較1億2,714万1,000円の増、増減率14.2%の増。

6款商工費、本年度予算額5,637万7,000円、前年度比較179万1,000円の減、増減率3.1%の減。

7款土木費、本年度予算額6億7,186万1,000円、前年度比較1,707万8,000円の減、増

減率2.5%の減。

8款消防費、本年度予算額3億1,506万6,000円、前年度比較62万1,000円の増、増減率0.2%の増。

9款教育費、本年度予算額3億3,852万5,000円、前年度比較3,630万3,000円の減、増減率9.7%の減。

11款公債費、本年度予算額13億4,349万4,000円、前年度比較2億1,186万7,000円の減、増減率13.6%の減。

12款給与費、本年度予算額16億4,322万9,000円、前年度比較7,888万円の減、増減率4.6%の減。

13款予備費、本年度予算額700万円、前年度比較、増減率ともにゼロであります。

総体として歳入同額で73億8,425万7,000円、2.7%の減となっております。

続きまして、次のページ、3ページでございます。

歳出の性質別の内容であります。

1、人件費、本年度予算額17億2,747万8,000円、前年度比較8,917万7,000円の減、増減率は4.9%の減で、構成比は23.4%であります。

2、物件費、本年度予算額11億4,216万7,000円、前年度比較474万2,000円の増、増減率0.4%の増、構成比は15.5%であります。

3、維持補修費、本年度予算額4,808万2,000円、前年度比較2,753万9,000円の減、増減率36.4%の減、構成比は0.7%であります。

4、扶助費、本年度予算額2億8,466万7,000円、前年度比較528万3,000円の減、増減率1.8%の減、構成比は3.9%であります。

5、補助費等、本年度予算額8億4,316万円、前年度比較2,953万2,000円の増、増減率3.6%の増、構成比は11.4%であります。

維持補修費、扶助費、補助費等につきましては、本資料の9ページから11ページに内訳を添付してございます。

6、普通建設事業費、本年度予算額13億3,009万1,000円、前年度比較107万1,000円の増、増減率0.1%の増、構成比は18%であります。

なお、投資的経費につきましては、本資料13ページから29ページにこれらの事業内容及び財源内訳を添付しております。

8、公債費、本年度予算額13億4,339万7,000円、前年度比較2億1,186万5,000円の減、増減率13.6%の減、構成比は18.2%であります。

10、繰出金、本年度予算額6億5,491万3,000円、前年度比較9,905万5,000円の増、増減率17.8%の増、構成比は8.9%であります。

11、積立金、本年度予算額330万2,000円、前年度比較290万円の増であります。

13、予備費700万円、前年度比較、増減率ともゼロであります。

次の4ページ、5ページですが、この表は歳出を性質別と目的別にまとめまして一覧表にしたものであります。それから、6ページから8ページは人件費、物件費の資料、30ページ以降は釧路東部消防組合への町からの負担金の内訳を添付してございます。参考にしていただきたいと思います。

以上でこの予算資料の概要説明を終わり、歳入歳出予算それぞれ項目別に説明をさせ

ていただきたいと思ひます。

厚岸町各会計予算書、厚い冊子にお戻りいただき、29ページをお開き願ひたいと思ひます。

29ページ、一般会計歳入、個別に説明させていただきます。

なお、歳入歳出とも、それぞれ2ページごとの見開きとなっております。ご了承の上、説明させていただきます。

1 款町税、まず町税総体を申し上げたいと思ひます。本年度予算額、先ほど説明のとおり9億9,334万5,000円で、前年度比2,740万2,000円の減でございます。これは主に町民税の個人、法人合わせて809万3,000円の減、固定資産税2,168万1,000円の減、たばこ消費税が621万円の増、都市計画税が362万5,000円の減が主なものでございます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人3億5,089万9,000円、これにつきましては、18年度、定率減税の減少がありますが、所得の伸びがその減少見込みを大きく上回ることから、それらを勘案した結果、245万1,000円の減ということになったところでございます。

2 目法人7,495万5,000円、564万2,000円の減でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税3億9,689万7,000円、2,168万1,000円の減でございます。これにつきましては、本年度、評価替えによる減が主な要因でございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金651万1,000円、13万2,000円の減でございます。

3 項1 目軽自動車税1,744万1,000円、8万1,000円の減でございます。

4 項1 目たばこ税1億533万6,000円、621万円の増でございます。これは、本年7月から、たばこの税率の値上げが予定されております。この値上げにつきまして、7月以降の分を見込んだものでございます。

次ページをお開き願ひます。

5 項特別土地保有税、1 目特別土地保有税1,000円でございます。

6 項1 目都市計画税4,130万5,000円、362万5,000円の減でございます。これにつきましても、固定資産税で説明させていただきました内容と同様でございます。

次に、2 款地方譲与税、1 項地方道路譲与税、1 目地方道路譲与税でございます。3,755万3,000円。

2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税9,651万1,000円。

3 項所得譲与税、1 目所得譲与税8,376万8,000円、これは4,049万円の増となっております。これは、三位一体の改革による税源移譲分を見込んだものでございます。

3 款1 項1 目利子割交付金412万3,000円、28万6,000円の減でございます。

4 款1 項1 目配当割交付金44万9,000円。

5 款1 項1 目株式等譲渡所得割交付金7,000円。

6 款1 項1 目地方消費税交付金1億2,054万5,000円。

7 款1 項1 目ゴルフ場利用税交付金249万3,000円。

8 款1 項1 目自動車取得税交付金4,026万9,000円。

9 款1 項1 目国有提供施設等所在市町村交付金1,390万円、これは自衛隊基地交付金でございます。

これらにつきましては、地方譲与税は、先ほど暫定的措置として、税源移譲にかかわ

る分につきまして、この所得譲与税で補てんされるという分を計上させていただいた旨、説明させていただいております。

それから、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、国有提供施設等所在市町村交付金、これらにつきましては、前年度の交付実績及び地方財政計画に基づく率を勘案し、それぞれの実績、それから国から示された率に基づき所要の試算を行い、計上させていただいているものでございます。

次に、33ページ、地方特例交付金でございます。10款1項1目地方特例交付金3,759万1,000円、これにつきましても同様、地方財政計画の率及び前年度実績を勘案して見込んだものでございます。

11款1項1目地方交付税30億6,346万3,000円、4億1,737万6,000円、普通交付税28億5,680万3,000円、特別交付税2億666万円。地方交付税につきましては、まず普通交付税につきましては、国から示されている地方財政計画の減額率5.9%減に加え、平成17年度実施されました国勢調査人口の減など厚岸町の独自の減額要素を勘案し、前年当初比で12.7%減の額をもって計上しております。特別交付税におきましては、市町村合併等の影響を勘案しながら、平成17年度の現段階における交付見込みの約4割減をもって計上させていただいているところでございます。

次に、12款1項1目交通安全対策特別交付金246万4,000円。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金5,250万5,000円、2目衛生費負担金91万9,000円、3目農林水産業費負担金8,921万3,000円。

14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料443万9,000円、3目衛生使用料199万2,000円、4目農林水産業使用料2億7,598万円。

次ページをお開き願います。

5目商工使用料43万9,000円、6目土木使用料8,681万円、7目教育使用料507万2,000円。

2項手数料、1目総務手数料703万6,000円。

次のページをお開き願います。

3目衛生手数料3,860万9,000円、4目農林水産業手数料523万6,000円、6目土木手数料121万5,000円、7目教育手数料3,000円。

3項1目証紙収入4,601万3,000円でございます。それぞれ内容につきましては、説明欄記載のとおりでございますので、説明につきましては省略させていただきます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金7,632万4,000円、2目衛生費国庫負担金95万3,000円。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金1,676万9,000円、4目農林水産業費国庫補助金9,078万9,000円、これは4節の防衛施設周辺整備事業補助金9,078万9,000円、これは矢白別演習場周辺農業用機械導入補助金といたしまして、これは民生安定事業の補助事業でございます。

6目土木費国庫補助金1億5,720万5,000円、これは6節防衛施設周辺整備事業補助金1億2,954万1,000円の内訳として、特定防衛施設周辺整備調整交付金（道路新設改良）といたしまして6,825万1,000円、これは住の江町通りほか3路線の事業でございます。

次のページでございます。

説明欄でございますが、太田 8 番道路整備事業でございます。これは民生安定事業の、いわゆる補助事業でございます。その下の特定防衛施設周辺整備調整交付金、河川総務、公園事業でございますが、河川総務につきましては汐見川、奔渡川でございます。それから、公園事業につきましては子野日公園でございます。

続きまして、7 目消防費国庫補助金114万円、同じく特定防衛施設周辺整備調整交付金（常備消防）ということでございますが、消防車両購入に充てる調整交付金でございます。

8 目教育費国庫補助金213万4,000円。

3 項委託金、1 目総務費委託金42万9,000円、2 目民生費委託金417万7,000円、4 目土木費委託金7,800万円、これにつきましては、1 節河川費委託金といたしまして、防衛施設局直轄委託事業でございます別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業委託金7,800万円でございます。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金9,546万2,000円、2 目衛生費道負担金95万3,000円。

2 項道補助金、1 目総務費道補助金 7 万6,000円、2 目民生費道補助金4,028万1,000円。

次ページをお開き願います。

3 目衛生費道補助金1,039万5,000円、4 目農林水産業費道補助金 1 億9,391万9,000円。

次のページをお開き願います。

3 項委託金、1 目総務費委託金1,498万1,000円、3 目衛生費委託金 2 万3,000円、4 目農林水産業費委託金286万3,000円、5 目商工費委託金4,000円、6 目土木費委託金44万1,000円でございます。それぞれ内容につきましては、説明欄記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

17 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入2,418万9,000円、2 目利子及び配当金 7 万円。

次ページをお開きください。

2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入561万円、2 目生産物売払収入7,583万2,000円、4 目農業施設売払収入1,149万9,000円、これにつきましては、1 節農業施設売払収入ということで1,149万9,000円でございますが、畜産基盤再編総合整備農業用施設売払代でございます。

●議長（稲井議員） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後 1 時とします。

午後12時00分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

午前に引き続き、一般会計予算についての説明を行います。

45ページ。

●税財政課長（佐藤課長） それでは、午前に引き続き説明をさせていただきます。

18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金1万円。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2億3,500万円、2目減債基金繰入金1億円、3目地域づくり推進基金繰入金1億2,500万円、4目まちおこし基金繰入金7,892万6,000円、6目環境保全基金繰入金300万円、この内容といたしましては、先ほど町政執行方針の中にごさいましたように、300万円につきましては用途を特定し、それ以外の財政調整基金、減債基金、地域づくり推進基金、まちおこし基金につきましては、歳入不足に補てんするために全額繰り入れをするものでございます。

次に、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金500万円でございます。

21款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、2目加算金、3目過料、合計20万2,000円でございます。

2項預金利子、1目町預金利子2万4,000円。

3項貸付金元利収入、2目ウタリ住宅改良貸付金元利収入280万5,000円、3目釧路沖地震災害援護資金貸付金収入1,000円。

次ページをお開き願います。

5目地域総合整備資金貸付金収入643万4,000円、6目十勝沖地震災害援護資金貸付金収入186万8,000円。

4項受託事業収入、1目交通災害共済受託事業収入19万8,000円、114万円の減でございます。

3目農林水産業費受託事業収入1,991万7,000円、1,790万1,000円の減でございます。

4目土木費受託事業収入8,000円。

6項雑入、1目滞納処分費、2目過年度収入ともに1,000円、3目雑入4,008万2,000円でございます。この内容につきましては、受託事業収入の3目農林水産業費受託事業収入の1,790万1,000円につきましては、畜産担い手事業の収入の昨年度にかかわる部分の減が1,790万1,000円でございます。それから、雑入の1,158万4,000円につきましては、平成17年度の農業・漁業振興対策費1,250万円の減が主なものでございます。失礼いたしました。農林水産業費受託事業収入の1,790万1,000円の減につきましては、私、畜産担い手受託事業収入1,991万7,000円の減と言いましたが、1,790万円の減でございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

22款1項町債、1目総務債1,470万円、減税補てん債。

3目衛生債2億6,420万円、4目農林水産業債1億6,650万円、次ページ、6目土木債5,170万円、7目消防債1,550万円、8目教育債1,200万円、10目臨時財政対策債2億2,470万円。臨時財政対策債につきましては、前年度同様、地方財政計画によって、地方の財源不足を埋めるための赤字補てん債であり、本来、地方交付税で交付されるものが、代替財源として起債発行を許可されるものでございます。

なお、説明欄に記載の起債名称の括弧書きの欄の説明に、略称で地方債の区分を記載しております。道基金は北海道市町村振興基金、地再は地域再生事業債、一廃は一般廃棄物処理施設整備事業債、過疎は過疎対策事業債、一単は一般単独事業債、一公は一般

公共事業債、草地は草地開発事業債、防災は防災対策事業債、公有林は公有林整備事業債、辺地は辺地対策事業債、臨道は臨時地方道整備事業債というふうにあらわしてごさいます。

特筆すべき事項としては、臨時財政対策債が先ほど、前段説明いたしましたとおり、国の地方財政計画によりまして、地方交付税とあわせて減額措置がされておりました、2,860万円の減となっているところでございます。

ちなみに、この起債でございますが、一般単独事業債1億5,700万円の増ということで、これにつきましては、50ページの3目衛生債、2節環境政策債の下から2段目、ごみ焼却処理場整備事業債、これが一般単独事業債で1億5,700万円の増ということになってございます。しかしながら、この臨時財政対策債、それから総務債であります減税補てん債1,470万円につきましては、投資的の事業に充当する起債ではございません。これらを除くことによりまして、事業実施における一般起債は実質5億2,460万円の発行となる見込みでございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

53ページをお開き願いたいと思います。

歳出であります。

なお、この歳出に当たりまして、予算書の見開きの左側は款項目節別、右側につきましては、説明として財源内訳、予算執行担当所管、事務事業別の歳出経費、それから括弧内にそれぞれの財源内訳を記載しておりますので、ご理解賜りたいと思います。

1款1項1目議会費6,691万2,000円、74万3,000円の減でございます。議員報酬等5,974万9,000円、議会運営401万7,000円、次ページ、町議会だより発行117万5,000円、議会事務局197万1,000円、それぞれ業務にかかわる内訳は記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

次ページ、総務費でございます。2款総務費、これは総務費の総体を説明させていただきます。本年度予算額1億6,702万6,000円、前年度比較3,429万9,000円の減で、17%の減でございますが、主に町長、町議会議員選挙、農業委員会委員選挙費、これが1,007万9,000円の減となっております。それから、昨年実施されました国勢調査経費813万4,000円が減となっております。それから、総合行政システム固定資産評価更新の経費でありました1,489万7,000円の減が主な内容でございます。

それでは、1目一般管理費5,309万円、55万4,000円の減でございます。特別職報酬等審議会3万4,000円、表彰者審査委員会3万3,000円、総務一般1,719万4,000円、次ページ、町表彰・名誉町民152万7,000円、文書・法制903万7,000円、庁内印刷51万7,000円、庁舎・町民広場2,474万8,000円、次ページ、2目簡易郵便局費、簡易郵便局131万2,000円、次ページ、3目職員厚生費815万8,000円、59万4,000円の減、人事給与管理142万2,000円、職員福利厚生・健康管理673万6,000円、4目情報化推進費4,486万7,000円、902万9,000円の減でございます。

次ページをお開き願います。

個人情報保護審査会3万3,000円、情報化推進一般8万2,000円、情報公開・個人情報保護1万円、総合行政情報システム3,708万8,000円、これが先ほど減額の要素でありました、中ほどに委託料のところに総合行政情報システム業務処理委託料として407万1,00

0円がございます。これが昨年と比較しまして減額になっている部分でございます。

次ページをお開きください。

住民基本台帳ネットワーク370万6,000円、職員研修200万5,000円、総合行政ネットワーク187万2,000円、5目交通安全防犯費615万8,000円、88万2,000円の減でございます。交通安全指導員131万1,000円、次ページ、交通安全147万7,000円、防犯68万円、交通安全施設整備事業269万円、これは交通安全工事費といたしまして269万円の計上でございます。

6目行政管理費366万9,000円、23万2,000円の減でございます。自治体合併1万8,000円、行政改革・行政評価3万9,000円、次ページ、町史編さん審議会5万1,000円、町史編さん356万1,000円、7目文書広報費、広報446万2,000円、主に印刷製本費390万1,000円でございます。広聴1万1,000円。

次のページをお開き願います。

8目財政管理費198万3,000円、2万9,000円の増、財政管理60万3,000円、共通物品調達108万円、財政調整基金10万円、減債基金10万円、地域づくり推進基金10万円でございます。これらにつきましては、このたび、17年度に基金として残高があったものを、すべて取り崩すということで、当初予算としては一般財源として、利息もございしますが、10万円相当を積み立てるというものでございます。

9目会計管理費101万7,000円、5万9,000円の減、会計管理101万7,000円、10目企画費269万円、68万8,000円の増でございます。

次ページをお開き願います。

企画一般106万1,000円、国土法事務7万7,000円、国際・地域交流154万9,000円、まちおこし補助金1,000円でございます。この68万8,000円の主なものといたしましては、企画一般の負担金、補助のところの増が主なものでございます。

続きまして、75ページ、11目財産管理費152万1,000円、20万4,000円の減、財産管理一般152万1,000円、次ページ、12目車両管理費992万3,000円、307万2,000円の減、公用車管理992万3,000円の減でございます。

2項徴税費、1目賦課納税費1,645万円、662万3,000円、固定資産評価審査委員会1万8,000円、町民税課税722万1,000円……

(「説明、変だぞ。車両管理費の992万3,000円減と言ったぞ」の声あり)

●税財政課長（佐藤課長） 12目車両管理費……

(「何の減なんだか」の声あり)

●税財政課長（佐藤課長） 992万3,000円、比較307万2,000円の減。

(「それでいいんだ」の声あり)

●税財政課長（佐藤課長） 申しわけありません。それで、公用車管理992万3,000円でございます。大変申しわけありません。

それで、町民税課税が722万1,000円、資産税課税149万3,000円、町税収納771万8,000円、この中で目といたしまして662万3,000円の減でございますが、80ページの資産税課税におきまして、本年度、評価替えを行うための、昨年度、不動産鑑定にかかわる経費が減額となったものが主な内容で、662万3,000円の減となっているものでございます。

3 項戸籍住民登録費、1 目戸籍住民登録費357万6,000円、38万2,000円の増、戸籍住民基本台帳174万1,000円、外国人登録58万円、湖南地区出張所119万円、上尾幌駐在所 6 万5,000円。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費60万7,000円、13万円の減でございます。選挙管理委員会30万1,000円、選挙一般30万6,000円。

次ページをお開き願います。

2 目道知事・道議会議員選挙費、これは昨年度計上がなく、純増でございます。393万8,000円、道知事・道議会議員選挙としまして393万8,000円の計上でございます。

3 目としまして町長選挙費、これは皆減。昨年当初予算の734万9,000円が本年度なくなったことから、皆減ということでございます。

4 目町議会議員選挙費23万9,000円、123万1,000円の減でございます。これにつきましては、翌年4月に選挙の予定がされておりますところから、本年度末から準備が必要なため、18年度予算に計上するものでございます。町議会議員選挙23万9,000円でございます。

それから、7 目農業委員会委員選挙費、これは皆減でございます。昨年当初126万円が本年度ないことによりまして、皆減でございます。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費78万2,000円、764万円の減でございます。統計一般 4 万8,000円、次ページ、事業所・企業統計調査57万2,000円、工業統計調査14万4,000円、商業統計調査7,000円、学校基本調査 1 万1,000円となっているところでございます。この目といたしまして764万円の減につきましては、平成17年に実施されました国勢調査が事務完了したことによりまして、本年度の計上がないことからの減となっているところでございます。

6 項 1 目監査委員費257万3,000円、26万7,000円の減、監査委員241万3,000円。

次ページをお開きください。

監査委員事務局16万円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

次に、民生費に移ります。3 款民生費、総体でございます。本年度予算額 8 億2,642万1,000円、前年度比較678万2,000円の増、増減率で0.8%の増でございます。主に住の江山の手集会所建設事業、昨年当初予算5,331万6,000円が計上されておりましたが、これが皆減になったことから、当該額が減となっております。老人保健、介護保険、介護サービス会計への繰出金4,747万8,000円が増となっております。それから、児童手当1,513万円の増が民生費総額の増の主たる要因でございます。

それでは、項目別に説明いたします。

1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 2 億802万7,000円、1,175万1,000円、社会福祉

一般4,365万円、民生委員推薦会5万9,000円、戦没者追悼式43万5,000円、次ページ、災害見舞金5万円、その他福祉施設32万9,000円、ボランティアセンター育成298万4,000円、地域福祉計画策定推進調査368万1,000円、次ページ、保健福祉一般96万6,000円、保健福祉総合センター・健康広場726万2,000円、国民健康保険特別会計、繰出金でございます。1億4,718万円。98ページに国民健康保険特別会計繰出金として1億4,718万円というふうに記載されてございます。

2目心身障害者福祉費1億2,666万円、172万1,000円の減でございます。心身障害者福祉費一般226万3,000円、身体障害者更生医療給付421万5,000円、身体障害者（児）補装具給付530万4,000円、身体障害者（児）日常生活用具給付49万2,000円。

次ページをお開き願います。

身体障害者等交通費助成97万4,000円、身体障害者福祉電話貸与4万円、身体障害者（児）ふれあいフェスティバル16万円、心身障害者支援9,454万9,000円、心身障害児支援639万円、子ども発達支援センター544万4,000円、共同作業所660万円。

次ページをお開き願います。

心身障害児帰省旅費助成1,000円、心身障害児等施設通園交通費助成4万7,000円、生活福祉資金等利子補給1,000円、障害者等住宅改造費助成18万円。

3目心身障害者特別対策費3,154万8,000円、201万9,000円の減でございます。重度心身障害者医療3,000万円、重度心身障害者医療事務154万8,000円、これにつきましては重度心身障害者医療費の増減が201万9,000円となっているところでございます。

4目老人福祉費3億363万7,000円、3,206万5,000円、老人医療420万円、次ページ、老人医療事務12万7,000円、老人福祉一般18万6,000円、介護予防・生活支援（高齢者福祉）698万9,000円、老人クラブ運営支援154万円、老人保護措置費2,264万7,000円。

次ページをお開き願います。

老人日常生活用具給付9万2,000円、福祉バス運行338万2,000円、高齢者バス乗車券助成479万4,000円、保健・医療・福祉総合サービス調整6万4,000円、老人福祉電話貸与17万3,000円、敬老会556万3,000円、次ページ、長寿祝金347万円、高齢者事業団育成95万円、介護保険利用者負担軽減措置363万1,000円、介護相談員派遣98万4,000円、老人保健特別会計、これは老人保健特別会計への繰出金9,540万1,000円、次ページ、介護保険特別会計として介護保険特別会計繰出金1億2,734万3,000円、介護サービス事業特別会計1,710万1,000円、特別養護老人ホーム施設整備事業500万円ということですが、老人保健特別会計、それから介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計におきまして繰出金の内容でございますが、4,747万8,000円の増となっているところでございます。これは、後ほど各特別会計のところの説明をさせていただきますが、一部、一般会計から介護保険特別会計への事務の移行等があったことによる増等が主となっているところでございます。

それから、特別養護老人ホーム施設整備事業といたしまして500万円計上してございますが、これにつきましては、新規事業として心和園内の改修事業を実施するものでございます。すべて一般財源でございます。

5目国民年金費48万9,000円、19万3,000円の増、国民年金一般48万9,000円、これにつきましては、主に国民年金免除申請システム修正委託料20万7,000円が増の要因でござい

ます。

6目自治振興費1,064万2,000円、5,183万4,000円の減となっております。これにつきましては、昨年当初、住の江山の手地区集会所建設事業費が計上されてございました。このたび、18年度には計上されてございませんので、相当額の減額となっておりますのでございます。

自治振興一般165万5,000円、地方バス路線維持対策898万7,000円、次ページ、コミュニティセンター127万5,000円、集会所553万6,000円、次ページ、生活館46万4,000円、生活改善センター379万円でございます。内容につきましては、目の社会福祉施設費として30万4,000円でございますが、それぞれ増減はございますが、特に特筆すべき増減はございません。記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費891万3,000円、85万7,000円の減、児童福祉一般73万1,000円、その他へき地保育所266万2,000円、床潭へき地保育所235万円、次ページ、太田へき地保育所166万2,000円、次ページ、尾幌へき地保育所150万8,000円。ここで児童福祉総務費といたしまして85万7,000円の減でございますが、門静へき地保育所が休所ということで、それ相当額についての額85万7,000円の減が主な内容でございます。

2目児童措置費6,163万円、1,513万円の増、児童措置6,163万円。

次ページをお開きください。

児童措置費6,163万円の内訳といたしまして、児童手当、それぞれ記載のとおりでございますが、これが、このたび児童手当の措置が拡充されたことによりまして増額となったものでございます。

3目ひとり親福祉費565万6,000円、127万9,000円の減、ひとり親家庭等医療499万8,000円、ひとり親家庭等医療事務65万8,000円。

4目児童福祉施設費4,502万1,000円、757万3,000円の増、児童福祉一般26万3,000円、真竜保育所1,439万3,000円、次ページ、真竜保育所（世代間交流）18万7,000円、次ページ、宮園保育所1,259万6,000円、次ページ、宮園保育所（世代間交流）19万2,000円、厚岸保育所1,457万3,000円、次ページ、厚岸保育所（世代間交流）19万2,000円、子育て支援センター262万5,000円。児童福祉施設費757万3,000円にありましては、各保育所の賃金の増が主な内容でございます。

5目児童館運営費1,313万3,000円、191万6,000円の減でございます。児童館運営委員会4万5,000円、次ページ、児童館一般18万8,000円、友遊児童館735万1,000円、恐れ入ります、次ページでございます、子夢希児童館554万9,000円でございます。この児童館運営費191万6,000円につきましては、両児童館のかかる経費について、賃金等の減額が主な内容となっております。

4款衛生費に入りたいと思います。4款衛生費、本年度9億2,887万7,000円、4,985万3,000円の増、増減率5.7%の増で、主な内容といたしましては、平成16年度から17年度に実施いたしました第2期最終処分場の17年度事業が完了したことによって、2億2,688万9,000円の減となっております。それから、17年度で購入いたしました、ごみ処理場作業車1,184万円の減、それから、ごみ処理場改修事業といたしまして2億1,000万円の増、現最終処分場の覆土等の経費3,400万円の増、それから衛生費総体でございますので、病院補助金に対するいわゆる繰出金3,325万7,000円の増などが主な要因で

ございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費115万8,000円、74万2,000円の減でございます。公衆浴場69万9,000円、有害動物対策9万6,000円、病症媒介動物対策4万8,000円、畜犬登録・狂犬病予防31万5,000円、それぞれ記載のとおりでございます。

2目健康づくり費2,655万4,000円、167万9,000円の減、健康づくり一般656万1,000円。次ページをお開きください。

老人保健689万5,000円。

次ページをお開き願います。

母子保健53万7,000円、予防接種501万4,000円、結核予防57万4,000円、エキノコックス症対策19万6,000円、次ページ、がん予防保健235万3,000円、へき地患者輸送バス運行292万1,000円、精神障害者医療64万3,000円、難病対策20万9,000円、精神障害者居宅生活支援48万6,000円、次ページ、精神障害者社会復帰支援14万1,000円、難病患者居宅生活支援2万1,000円でございます。この内容につきましては、167万9,000円でございますが、それぞれ各事業ごとに増減がございまして、その総計が167万9,000円ということになっております。詳細につきましては、説明欄記載を参照していただきたいと思います。

3目墓地火葬場費1,213万4,000円、576万2,000円、斎場572万8,000円、霊園28万8,000円、次ページ、墓地13万3,000円、斎場整備事業598万5,000円、これにつきましては斎場の炉の改修等の純増でございます。財源内訳記載のとおり、地方債を充てて整備するものでございます。目といたしまして576万2,000円の増となっておりますが、ほぼこの整備事業の増ということでございます。

4目水道費1,705万2,000円、164万7,000円の減、簡易水道事業特別会計への繰出金1,705万2,000円でございます。

5目病院費3億3,439万6,000円、3,325万7,000円、病院事業会計に対する負担金でございます。3,325万7,000円、昨年度対比で増加となっております。

6目乳幼児医療費2,337万7,000円、1,149万3,000円の減でございます。乳幼児医療2,106万円、乳幼児医療事務231万7,000円。乳幼児医療費の1,149万3,000円につきましては、146ページの乳幼児医療費2,106万円の、この昨年度との比較で1,149万3,000円が主な要因でございます。

次に、147ページ、2項環境政策費、1目環境対策費848万5,000円、197万7,000円の増、環境審議会18万8,000円、環境対策一般158万6,000円、環境調査監視366万5,000円、環境マネジメントシステム4万6,000円、環境保全基金300万円。

次ページ、2目水鳥観察館運営費1,973万5,000円、1,480万5,000円の増、厚岸水鳥観察館332万5,000円、厚岸湖・別寒辺牛湿原学術研究奨励121万2,000円、次ページ、湿地情報交流14万3,000円、別寒辺牛湿原カヌー乗降施設整備事業1,505万5,000円。この水鳥観察館運営費1,480万5,000円の主な増といたしましては、152ページの別寒辺牛湿原カヌー乗降施設整備事業、この改修事業1,505万5,000円が今回純増となったことから、この内容が増加になっている主な内容でございます。

3目廃棄物対策費、廃棄物対策一般360万7,000円、清掃手数料事務367万5,000円。

次ページ、ごみ処理費、ごみ処理場一般58万2,000円、ごみ処理場管理1,795万3,000円、次ページ、ごみ収集・ごみ処理場運転1億3,367万円、一般廃棄物最終処分場整備事業3,

400万円、ごみ焼却処理場整備事業2億1,000万円。ごみ処理費といたしまして989万2,000円の増でございますが、この内容につきましては、昨年当初計上されておりました第2期の最終処分場2億2,688万9,000円の減、ごみ処理場作業車1,184万円の減、これと一般廃棄物最終処分場整備3,400万円、これは第1期の最終処分場の閉鎖事業の事業費、それから焼却処理場整備事業の2億1,000万円の相殺による増減が目として989万2,000円となっているところでございます。

5目し尿処理費8,249万9,000円、99万4,000円の増、し尿処理場一般36万1,000円、し尿処理場管理1,965万8,000円、次ページ、し尿収集・衛生センター運転6,248万円。し尿処理費でございます。99万4,000円でございますが、これは昨年同様、委託料が主な額。衛生センター運転6,248万円、それから、し尿処理場管理としまして1,965万8,000円、各種薬品等々、委託関係でございますが、これらにつきましては昨年と若干の増減しかないということで、99万4,000円の増におさまっているということでございます。

それでは、159ページ、農林水産業費に移りたいと思います。

5款農林水産業費、本年度予算額10億1,946万9,000円、前年度比較1億2,714万1,000円の増、増減率14.2%の増でございます。この主な内容でございますが、サンマ自動重量選別機整備事業、これは昨年当初予算に計上されておりましたが、1,250万円の減。それから、昨年、国営土地改良事業等の償還金を繰上償還させていただいたことによる償還金の減が4,179万2,000円の減となっております。それから、町営牧場育成牛飼育施設整備といたしまして7,000万円が増となっております。それから、矢白別演習場周辺農業用機械購入、これが3,539万2,000円の増、大別地区畑地帯及び草地整備事業としまして6,113万3,000円の増が主な要因でございます。

個別に説明させていただきます。

159ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費912万6,000円、174万7,000円の減、農業委員会812万1,000円、農業委員会事務局62万6,000円、農業後継者対策25万円、農業者年金事務12万4,000円、次ページ、農用地等集団化5,000円でございます。この174万7,000円の減につきましては、160ページの農業後継者対策で農業後継者対策協議会、これは昨年、組織がございましたが、脱会、廃止になったことによる減が主な内容となっております。

161ページ、2目農業振興費1億8,976万5,000円、6,317万6,000円の増でございます。農業振興一般2万5,000円、家畜経営体質強化資金利子補給29万7,000円、農業経営基盤強化資金利子補給836万1,000円、次世代農業者支援融資事業利子補給31万5,000円、21世紀農業フロンティア融資事業利子補給35万円、公社営農場リース円滑化事業323万4,000円、次ページ、中山間地域等直接支払事業1億668万3,000円、中山間地域等直接支払推進事業50万円、町営牧場育成牛飼育施設整備事業7,000万円。目といたしまして6,317万6,000円の増につきましては、先ほど説明させていただきました164ページの町営牧場育成牛飼育施設整備事業7,000万円の純増が主な要因となっているところでございます。

3目畜産業費9,202万1,000円、3,353万5,000円の増、畜産業一般86万3,000円、矢白別演習場周辺農業用機械等整備事業9,093万3,000円、次ページ、乳牛検定事業22万5,000円でございます。この畜産業費3,353万5,000の主な増でございますが、164ページ、矢白別演習場周辺農業用機械等整備事業3,539万2,000円、これは昨年当初対比で増となってい

る分が主な内容でございます。

165ページ、4目農道費4,192万円、95万7,000円の減、道営太田第1地区集乳道整備事業1,652万5,000円、道営片無去地区集乳道整備事業2,512万5,000円、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業10万6,000円、各種負担金等16万4,000円でございます。これにつきましては、この各種事業の増減が反映されまして95万7,000円の減ということでございます。

5目農地費1億8,049万円、966万2,000円の減となっております。厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業3,141万6,000円、厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業附帯事務費44万5,000円、次ページ、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業20万9,000円、農地開発事業償還金2,005万5,000円、道営厚岸第2地区公共牧場整備事業2,862万8,000円、道営大別地区畑地帯総合整備事業1,480万円、道営大別地区草地整備改良事業7,613万3,000円、各種負担金等16万円、次ページ、事業費支弁人件費864万4,000円でございます。この農地費の目の966万2,000円につきましては、168ページの上から2段目にございます農地開発事業償還金、これが4,179万2,000円、昨年当初から減額となっております。それから、下から2段目、3段目の道営大別地区畑地帯総合整備事業、道営大別地区草地整備改良事業が6,113万3,000円の増、この……

（「全然、何言っているんだか、わからねえわ。もう少しちゃんと順序をなして言ってくれや。あっち行ったり、こっち行ったりするもんだから、わけわからない」の声あり）

●税財政課長（佐藤課長） わかりました。

それでは、農地費から説明し直します。

厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業3,141万6,000円、厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業附帯事務費44万5,000円、次ページ、道営土地改良事業監督等補助業務委託事業20万9,000円、農地開発事業償還金、これは昨年度繰上償還いたしました国営償還金4,179万2,000円の減ということになってございます。

道営厚岸第2地区公共牧場整備事業2,862万8,000円、道営大別地区畑地帯総合整備事業1,480万円、道営大別地区草地整備改良事業、これら2件を合わせまして昨年比6,113万3,000円の増となっているものでございます。

各種負担金等16万円、次ページ、事業費支弁人件費でございます。864万4,000円でございます。これにつきましては、補助対象外の事業費、人件費の単独分でございます。

6目牧野管理費1億3,730万6,000円、619万8,000円の増、町営牧場運営委員会4万5,000円、町営牧場1億3,726万1,000円。

次ページ、7目農業施設費765万5,000円、16万2,000円の減、尾幌地区農業研修センター93万5,000円、次ページ、農業農村活性化施設672万円でございます。16万2,000円につきましては、それぞれ個々の増減によります減でございます。記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

8目農業水道費4,620万2,000円、74万5,000円の増、農業水道一般2,481万6,000円、次ページ、水道料金計算収納109万9,000円、水質検査123万5,000円、農業水道施設1,715万

4,000円、次ページ、検満及び新設メーター取付事業189万8,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

9目堆肥センター費1,720万6,000円、11万1,000円の減でございます。堆肥センター1,720万6,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

2項林業費、1目林業総務費330万3,000円、16万2,000円の減でございます。林業一般107万9,000円、次ページ、町有林管理105万6,000円、公的森林管理13万9,000円、エゾシカ残し回収処理36万6,000円、有害鳥獣駆除奨励66万3,000円でございます。林業総務費16万2,000円につきましては、各説明欄記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

2目林業振興費1億627万2,000円。恐れ入ります、次ページに内容が記載されております。奔渡町地区小規模治山事業2,000万円、民有林振興対策事業1,325万円、森林整備担い手対策推進事業85万円、町民の森造成事業200万円、森林整備地域活動支援交付金事業2,561万円、林道整備事業償還金1,706万2,000円、森林管理道片無去第2線開設事業2,750万円。林業振興費の4,286万円の増でございますが、182ページの一番下段でございます、森林管理道片無去第2線開設事業2,750万円が主な増の理由となっております。

次ページ、3目造林事業費4,904万9,000円、57万2,000円の増でございます。造林事業4,490万6,000円、公的森林整備推進事業414万3,000円でございます。内容につきましては、前年ほぼ同様の事業費となっておりますので、ご参照願いたいと思います。

4目林業施設費580万2,000円、5万1,000円の増、緑のふるさと公園137万6,000円、木工センター442万6,000円。この183ページ、林業施設費につきましても、緑のふるさと公園、木工センターにつきましては、昨年同様、ほぼ内容につきまして大きな動きがございませんので、5万1,000円の増ということでございます。

185ページ、5目特用林産振興費6,434万5,000円、15万5,000円の増、きのこ菌床センター6,434万5,000円。186ページのきのこ菌床センター15万5,000円の減となっておりますが、これも先ほどと同様、平成17年度と同様の経費による菌床センターの運営経費を計上してございます。若干、15万5,000円の減となっておりますのでございます。各種経費につきましては、記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

187ページ、3項水産業費、1目水産業総務費383万8,000円、33万9,000円の減となっております。水産業一般366万8,000円、船員法事務5万8,000円、次ページ、海岸管理11万2,000円でございます。この水産業総務費33万9,000円につきましても、水産業一般の負担金、補助及び交付金等の内容がこの33万9,000円の主な減の要因となっております。

189ページ、2目水産振興費2,021万円、2,160万3,000円の減となっております。これにつきましては、水産振興一般71万1,000円、地域ハサップ推進12万6,000円、ヒトデ駆除事業234万円、昆布漁場改良事業834万3,000円、アサリはさみ漁場回復事業78万円、漁業近代化資金利子補給事業750万円、肉食性巻き貝駆除事業14万円、ニシン中間育成事業27万円となっております。この主な内容につきましては、先ほど述べました、平成17年度当初、サンマ自動選別機整備事業といたしまして1,250万円が計上されておりましたが、このたび事業完了に伴いまして18年度計上していないことによる大きな減の要因となっております。

191ページ、3目漁港管理費448万6,000円、277万1,000円の減、漁港管理一般28万9,000円、漁港施設419万7,000円。

次ページ、4目漁港建設費1,443万6,000円、1,421万4,000円の増でございます。4目漁港建設費につきましては、地域水産物供給基盤整備事業1,440万円が主な要因でございます。

5目養殖事業費2,340万4,000円、582万4,000円の増、カキ種苗センター1,609万9,000円、次ページ、カキ種苗生産194万9,000円、水産増養殖調査研究154万6,000円、次ページ、漁場造成環境調査事業81万円、海洋観測機器整備事業300万円となっております。5目の582万4,000円の主な増の要因といたしましては、198ページの海洋観測機器整備事業300万円が主な増の要因となっているところでございます。

6目水産施設費263万3,000円、236万5,000円の減、漁村環境改善総合センター128万4,000円、次ページ、床潭地区漁村センター38万3,000円、水産種苗生産センター96万6,000円となっております。この236万5,000円につきましては、昨年、漁村環境改善総合センター下水道排水設備整備事業といたしまして240万円の事業を実施してございます。これが主な減の要因となっているところでございます。

次ページ、201ページになります、商工費に入らせていただきます。

6款商工費、本年度予算5,637万7,000円、前年度比較179万1,000円の減でございます。増減率3.1%の減で、主に商工会補助金、味覚ターミナル委託料の減などがございます。

6款1項商工費、1目商工総務費、商工一般3万2,000円、商工施設44万2,000円、消費生活14万2,000円、労働17万6,000円、次ページ、季節労働者対策2万2,000円、十勝沖地震災害復旧資金6万4,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

2目商工振興費1,683万円、81万5,000円の減、小規模商工業者設備近代化資金貸付推薦審査委員会4万2,000円、商工振興一般1,408万1,000円、小規模商工業者設備近代化資金貸付91万9,000円、中小企業融資178万8,000円。この中で81万5,000円の減といたしましては、それぞれの事業別の精査、調整によります減でございますので、内容につきましては省略させていただきます。

205ページ、3目食文化振興費1,502万5,000円、81万4,000円の減、食文化振興13万8,000円、物産交流・宣伝14万3,000円、味覚ターミナル・道の駅1,474万4,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

4目観光振興費832万1,000円、37万9,000円の増、観光審議会8万2,000円、次ページ、観光振興一般595万5,000円、観光宣伝181万6,000円、桜保護育成38万8,000円、次ページ、あやめ保護育成8万円でございます。目の37万9,000円につきましては、このそれぞれの事業別の中によります増等でありますので、省略させていただきます。

5目観光施設費1,532万3,000円、41万8,000円の減、子野日公園725万7,000円、愛冠野営場255万1,000円、次ページ、その他観光施設551万5,000円でございます。これにつきましても、これら3事務事業につきまして、それぞれの科目の内容の整備でございますので、内容につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、7款土木費に移りたいと思います。

まず、7款土木費の全体的な内容でございます。本年度予算額6億7,186万1,000円、

前年度比較1,707万8,000円の減、増減率2.5%の減で、主なこの1,707万8,000円の減の理由といたしまして、平成17年度実施いたしました松葉町通り歩道整備事業1億12万6,000円の減、別寒辺牛川水系砂防ダム施設1,981万6,000円の増、その他道路新設改良費で1,072万1,000円の増、子野日公園整備といたしまして2,300万円の増、下水道繰出金といたしまして5,154万円の増が主な土木費の増減となっております。

それでは、7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費13万9,000円、2万2,000円の増、土木一般13万9,000円でございます。

2目土木車両管理費948万7,000円、80万4,000円の減、車両管理948万7,000円となっております。

3目土木用地費49万4,000円、293万4,000円の減となっております。土木用地一般6万4,000円、用地測量43万円となっております。これにつきましては、293万4,000円につきましては、昨年実施いたしました公共基準点座標変更事業280万円、当初計上してございました。この分が本年度ありませんので、293万4,000円の減ということになってございます。

215ページ、4目地籍調査費358万4,000円、501万8,000円の減でございます。地籍調査一般16万8,000円、字名改正11万6,000円、字名改正事業231万円でございます。

(発言する者あり)

●税財政課長(佐藤課長) 字名改正事業231万円でございます。

(「その前に字名改正で110万6,000円」の声あり)

●税財政課長(佐藤課長) 大変申しわけございません。字名改正110万6,000円、字名改正事業231万円でございます。この4目地籍調査費501万8,000円の減の主な内容につきましては、昨年実施いたしました宮園町前浜地区修正境界現況測量200万円が計上されておりましたが、これがこのたびなくなったこと、それから字名改正、本年度110万6,000円でございますが、昨年度当初397万5,000円ございました。これの差し引きによりまして、501万8,000円の減となっているところでございます。

次に、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費8,359万3,000円、3,544万5,000円の増、道路橋梁一般12万6,000円、次ページ、道路橋梁管理2,129万5,000円、道路照明管理1,740万円、道路台帳図新規補正事業250万円、建設機械等整備事業3,500万2,000円、次ページ、道路照明整備事業50万円、松葉町横7の通り舗装補修事業350万円、松葉町横8の通り舗装補修事業327万円でございます。道路橋梁維持費につきましては、3,544万5,000円につきましては……

(「何を買うのかとか。それじゃ読んでいるだけでしょ」の声あり)

●税財政課長(佐藤課長) わかりました。

●議長（稲井議員） 休憩いたします。

午後 2 時18分休憩

午後 2 時34分再開

●議長（稲井議員） 再開いたします。

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重な時間をとりまして、申しわけございません。

道路新設改良費から説明させていただきます。

2 目道路新設改良費 1 億3,418万8,000円、2,739万1,000円の減でございます。これにつきましては、住の江町通り整備事業2,000万円、白浜町山の手通り整備事業1,054万2,000円、別寒辺牛道路整備事業2,634万3,000円、尾幌18号線整備事業1,495万8,000円、住の江町10号線整備事業750万円、太田 8 番道路整備事業2,173万5,000円、奔渡町港 3 の通り整備事業220万円、住の江町 2 号線整備事業2,500万円、事業費支弁人件費591万円となっております。昨年との比較でございますが、昨年の床潭末広道路の7,000万円が今年度ここには入ってございません。この7,000万円の減と、それから事業費としてふえた事業が太田 8 番道路の増減で、差が2,739万1,000円となっているところでございます。

次に、223ページ、3 目除雪対策費2,055万3,000円、122万4,000円の増でございます。除雪対策2,055万3,000円、内容は記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

225ページ、3 項河川費、1 目河川総務費 1 億1,065万3,000円、1,989万3,000円の増、河川管理26万3,000円、別寒辺牛川水系治水砂防施設整備事業1,981万6,000円の増でございます。汐見川改修事業1,000万円、次ページ、奔渡川改修事業1,435万7,000円、事業費支弁人件費803万3,000円でございます。

次ページをお開きください。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費102万6,000円、6 万6,000円の減、都市計画審議会 5 万3,000円、都市計画一般10万7,000円、花のあるまちづくり86万6,000円でございます。内容は記載のとおりでございます。

2 目街路事業費、これは本年度ございません。これは昨年、松葉町通り歩道整備事業が 1 億12万6,000円あった部分が皆減ということでございます。

次に、3 目下水道費 2 億5,083万6,000円、5,154万円の増でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計に対する繰出金 2 億5,083万6,000円、5,154万円の増となっております。

5 項公園費、1 目公園管理費445万2,000円、5,000円の減でございます。公園施設445万2,000円、次ページにそれぞれの記載をしてございますので、ご参照願いたいと思います。

2 目公園事業費2,300万円、これは昨年当初ございませんでした子野日公園整備事業といたしまして2,300万円でございます。財源につきましては、防衛庁調整交付金でございます。

6 項住宅費、1 目建築総務費54万3,000円、31万円の減、建築一般29万6,000円、次ページ、限定特定行政庁確認事務24万7,000円、内容は記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

2 目住宅管理費2,931万3,000円、1,154万8,000円の減、町営住宅入居者選考委員会5万7,000円、町営住宅1,664万9,000円、次ページ、きのこ生産者住宅2万8,000円、職員住宅224万2,000円、町営住宅敷金利子基金2,000円、住宅供給公社きのこ菌床栽培新規着業者住宅譲渡償還金1,035万5,000円でございます。この住宅管理費の増減につきましては、大変申しわけありません、町営住宅奔渡団地排水施設整備事業が昨年、17年度919万8,000円ございました。この減が主な減となっております。

次に、237ページ、8 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費3億948万9,000円、116万3,000円の増でございます。釧路東部消防組合3億828万9,000円、消防車両整備事業120万円、これが新規でございます。

2 目災害対策費557万7,000円、54万2,000円の減でございます。防災会議4万4,000円、国民保護8万8,000円、災害対策30万3,000円、次ページ、防災行政無線293万9,000円、災害避難場所70万3,000円、災害避難場所太陽電池灯補修事業150万円でございます。内容については記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費274万円、5万7,000円の減でございます。教育委員会274万円でございます。

2 目事務局費250万7,000円、26万7,000円の減でございます。教育委員会事務局250万7,000円。

3 目教育振興費383万1,000円、78万3,000円の減でございます。教育研究所運営委員会11万9,000円、教育振興一般153万1,000円、次ページ、町立教育研究所200万2,000円、就学指導17万9,000円でございます。増減につきましては、内容記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

4 目教員住宅費2,369万5,000円、408万7,000円の減でございます。教員住宅351万3,000円、共済組合教職員住宅譲渡償還金1,097万1,000円、住宅供給公社教職員住宅譲渡償還金921万1,000円、これらにつきましては、平成17年度の教員住宅費にかかわる教員住宅下水道排水設備整備事業294万円がございました。これが今年度ありませんので、この減が主な内容となっております。

5 目就学奨励費3万8,000円、奨学審議会3万8,000円でございます。

247ページ、6 目スクールバス管理費1,632万円、160万7,000円の増、中型スクールバス運行492万1,000円、小型スクールバス運行170万円、スクールバス運行委託969万9,000円でございます。内容は記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

2 項小学校費、1 目学校運営費4,298万7,000円、34万2,000円の減、次ページ、小学校運営一般18万1,000円、小学校学校評議員14万1,000円、厚岸小学校843万1,000円、以下、真龍小学校から257ページの片無去小学校まで、内容は記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

257ページ、2 目学校管理費2,897万6,000円、256万円の減でございます。学校管理1,254万7,000円、次ページ、学校情報通信教育1,020万1,000円、学校備品・教材等整備563万円、遠距離児童通学34万8,000円、次ページ、理科教育等設備整備事業25万円ござい

ます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

3目教育振興費511万1,000円、638万7,000円の減、小学校教育振興319万6,000円、自然教室推進4万2,000円、要・準要保護児童就学援助162万2,000円、特殊教育就学奨励25万1,000円。これにつきましては、要・準要保護児童就学援助費の減が主な要因となっているところでございます。

4目学校建設費につきましては、この18年度にはございません。18万円の減となっております。

3項中学校費、1目学校運営費2,515万円、55万9,000円。

次ページをお開きください。

中学校運営一般6万9,000円、中学校学校評議員14万1,000円、厚岸中学校1,044万8,000円、以下、真龍中学校から各学校につきましては、267ページまでお願いいたします。片無去中学校まで飛びまして、内容につきましては各学校に係る経費、同様の内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

2目学校管理費1,906万円、1,762万5,000円の減。これにつきましては、昨年、平成17年度、厚岸中学校屋上が1,350万円ほど当初予算に計上してございます。この減が主な内容でございます。学校管理659万9,000円、次ページ、学校情報通信教育609万9,000円、学校備品・教材等整備377万8,000円、次ページ、遠距離生徒通学2万4,000円、理科教育等設備整備事業175万円、内容につきましては記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

3目教育振興費1,305万6,000円、93万2,000円の増、中学校教育振興472万7,000円、自然教室推進1万4,000円、要・準要保護生徒就学援助283万4,000円、次ページ、特殊教育就学奨励24万2,000円、外国青年招致502万1,000円、心の教室相談員21万8,000円、内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

4項幼稚園費、1目幼稚園費436万3,000円、27万2,000円の減、私立幼稚園就園奨励362万3,000円、私立幼稚園運営支援74万円、次ページ、私立幼稚園運営助成として74万円でございます。内容につきましては奨励費及び支援として運営助成ということでございますので、ご参照願いたいと思います。

次ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費635万8,000円、91万4,000円の増、青少年問題協議会5万8,000円、社会教育一般43万8,000円、社会教育委員25万4,000円、青少年育成センター92万4,000円、次ページ、社会教育活動299万1,000円、芸術文化118万2,000円、友好都市子ども交流51万1,000円、内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

次に、2目生涯学習推進費、次ページに飛びまして、生涯学習活動59万9,000円でございます。生涯学習活動推進59万9,000円で、8万3,000円の減となっております。大変申しわけありません。今ちょっと戻りましたが、大変申しわけありません。

3目公民館運営費229万2,000円、3万3,000円の増、公民館運営審議会6万3,000円、公民館管理162万9,000円、次ページ、公民館活動60万円でございます。内容は記載のとおりでございます。

4目文化財保護費496万1,000円、329万3,000円の増、文化財専門委員会5万4,000円、文化財保護151万円、次ページ、国指定重要文化財整備事業、これは国指定重要文化財整

備事業といたしまして、正行寺本堂の新規事業としての事業でございます。この事業が339万7,000円ということで、比較対象として増となっているところでございます。

5目博物館運営費858万円、99万円の減、海事記念館・郷土館・太田屯田開拓記念館運営審議会5万4,000円、海事記念館621万2,000円、次ページ、郷土館117万5,000円、次ページ、太田屯田開拓記念館113万9,000円、内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

6目情報館運営費3,147万2,000円、128万7,000円の減でございます。情報館協議会10万5,000円、厚岸情報館3,057万6,000円、次ページ、図書館バス運行42万9,000円、次ページ、情報通信技術講習21万9,000円、ブックスタート14万3,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

6項保健体育費、1目保健体育総務費719万8,000円、8,000円の減でございます。学校保健一般97万8,000円、児童生徒健康診断384万8,000円、次ページ、教職員健康診断217万2,000円、準要保護児童生徒医療20万円でございます。内容は記載のとおりでございます。

2目社会体育費2,118万3,000円、823万2,000円の減、これは平成17年度、パークゴルフ場880万7,000円の事業を実施したことの減によるものでございます。スポーツ振興審議会11万7,000円、社会体育一般85万7,000円、体育指導委員62万2,000円、次ページ、体育施設1,610万7,000円、次ページ、スポーツ振興324万9,000円でございます。失礼しました。学校開放23万1,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

3目温水プール運営費1,399万7,000円、138万1,000円の減でございます。温水プール1,399万7,000円でございます。内容につきましては記載のとおりでございますので、ご参照願いたいと思います。

4目学校給食費5,405万1,000円、201万8,000円の増、学校給食センター運営委員会3万1,000円、学校給食センター3,260万8,000円、304ページになります、準要保護児童生徒学校給食費611万2,000円、給食センター食器整備事業330万円、学校給食センター施設整備事業1,200万円といたしまして、これらの増減が、平成17年度に1,588万3,000円の事業費がございましたが、これと1,200万円の相殺、その上の330万円の事業費が新規でございますので、それらの相殺によりまして201万8,000円の増となっているところでございます。

以上で教育費を終わります。

続きまして、307ページをお開きください。

11款公債費、1項公債費、1目元金10億7,268万1,000円、1億8,181万6,000円の減でございます。これは長期債元金でございます。10億7,268万1,000円でございます。

2目利子2億7,071万6,000円、3,004万9,000円、これは長期債利子及び一時借入金利子でございます。長期債償還利子は記載のとおり、一時借入金利子は……

(「10款やったかい」の声あり)

●税財政課長(佐藤課長) 失礼いたしました。305ページ、10款災害復旧費でございます。

本年度、災害復旧費はございません。したがって、皆減でございます。大変失礼いたしました。

公債費、307ページ、2目利子2億7,071万6,000円、3,004万9,000円の減でございます。長期債償還利子2億6,621万6,000円、一時借入金利子450万円を見ております。

3目公債諸費9万7,000円、2,000円の減でございます。登録債事務手数料9万7,000円でございます。

次ページをお開きください。

給与費でございます。12款1項1目給与費16億4,322万9,000円でございます。内容につきましては、隣のページの総括表（給与費人件費）の内容でございますが、給与費につきましては、概要を説明いたしますと、7,888万円の減となっておりますが、特別職俸給15%の減、収入役廃止による減、一般職給9.7%の削減、職員数206名から193名の13名の減、嘱託職員29名から27名の2名の減、計15名の退職不補充による減が主な要因となっております。当初対比では7,888万円の減となっているところでございます。

以下、所要人件費、各課局ごとに整理をしております。ご確認願いたいと思います。

なお、本書321ページから325ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。内容説明は省略させていただきます。

319ページをお開きください。

予備費でございます。13款1項1目予備費700万円でございます。これは前年同様でございます。

以上をもちまして、議案第7号 平成18年度厚岸町一般会計予算、第1条の説明とさせていただきます。

本書1ページへお戻り願いたいと思います。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。事項欄記載の3件について、期間の欄に記載の期間にわたり各限度額をもって債務を負担するものであります。これらを含めまして、326ページから330ページまで、3、債務負担行為に関する調書として掲載しておりますので、あわせてご確認願いたいと思います。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

7ページをお開きください。

第1条の歳入、22款町債で若干の地方債の説明をさせていただきましたが、第3表地方債のこの表について説明をさせていただきます。この説明のほかに、331ページに地方債に関する調書を添付しておりますので、ご参照願いたいと思います。

この地方債の内容でございますが、起債の目的、一般公共事業から最後の臨時財政対策債まで7億4,930万円を限度額総額といたします。起債の方法につきましては普通貸借

又は証券発行、利率につきましては5%以内。ただし、減税補てん債及び臨時財政対策債につきましては、5%以内といたしまして、ただし書きがございます。記載のとおりでございますので、省略させていただきます。償還の方法につきましては、政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるということでございます。

以上で第3表地方債の説明を終わらせていただきます。

再び1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30億円と定める。

以上をもちまして、議案第7号 一般会計予算の説明を終わります。

続きまして、本書8ページへ移らさせていただきます。国民健康保険特別会計でございます。

議案第8号 平成18年度厚岸町国民健康保険特別会計予算。

平成18年度厚岸町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億5,676万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、本表記載のとおりであります。事項別に説明させていただきます。

恐れ入ります、334ページをお開き願います。

国民健康保険特別会計の歳入であります。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税5億8,564万4,000円、2目退職被保険者等国民健康保険税4,941万2,000円、それぞれ右に記載のとおり、現年分は94%の徴収率、滞納分は60%の計上であります。

2款分担金及び負担金、2項負担金。

次ページをお開きください。

1目保健事業費負担金222万4,000円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金4億3,374万7,000円、3目高額医療費共同事業負担金967万1,000円、2項国庫補助金、1目財政調整交付金8,731万2,000円。

4款1項1目療養給付費等交付金2億1,763万7,000円。

5款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金967万1,000円、2項道補助金、2目財政調整交付金7,650万6,000円。

7款1項1目共同事業交付金3,675万円。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億4,718万円。

9款繰越金につきましては、昨年、17年度繰上充用したところから、今回はありませ

ん。皆減でございます。

10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料6,000円から2項雑入100万2,000円でございますが、次ページへお移りいただきたいと思います。これらはすべて、目単位につきましては1,000円、それから雑入の目につきましては50万円と1,000円となっておりますので、内容につきましては省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、次ページ、340ページになります。

歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費4,473万1,000円、364万8,000円の増でございます。職員人件費5名分の計上であります。3,592万1,000円。国民健康保険一般585万8,000円、次ページ、国民健康保険事務電算処理295万2,000円でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費87万6,000円、課税収納87万6,000円でございます。

3項1目運営協議会費26万9,000円、国民健康保険運営協議会の経費として26万9,000円でございます。

4項1目趣旨普及費8万円、前年同額でございます。趣旨普及8万円でございます。

5項特別対策事業費、1目特別対策事業費496万3,000円でございます。特別収納496万3,000円でございます。

346ページをお開き願います。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費8億1,667万4,000円、2目退職被保険者等療養給付費2億1,718万7,000円、3目一般被保険者療養費636万4,000円、4目退職被保険者等療養費55万1,000円、5目審査支払手数料294万4,000円、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費7,896万8,000円、2目退職被保険者等高額療養費2,352万9,000円、次ページ、3項移送費、1目一般被保険者移送費5,000円、2目退職被保険者等移送費5,000円、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金870万円、5項葬祭諸費、1目葬祭費、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。各種医療費等の増減の調整を図った上で計上してございますので、ご参照願いたいと思います。

次ページをお開きください。

3款老人保健拠出金、1項老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金2億9,600万円、老人医療費拠出金の減を見込んで、このたび2億9,600万円を見込んだものでございます。2目老人保健事務費拠出金412万8,000円。

次ページをお開きください。

4款1項1目介護納付金1億17万1,000円、これにつきましては第2号被保険者介護保険料納付でございます。40歳以上から50歳未満の納付分であります。

次ページをお開きください。

5款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金3,868万5,000円でございます。3目その他共同事業拠出金1,000円でございます。これらにつきましても、高額医療費拠出金としての計上でございます。

次ページをお開き願います。

6款1項保健事業費、1目保健衛生普及費884万1,000円でございます。内容につきましては、健康保険884万1,000円でございます。

次のページをお開きください。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金100万円、2 目退職被保険者等保険税還付金10万円、3 目償還金10万円でございます。これらにつきましては、それぞれの税の過誤納等の還付金としての計上でございます。

次ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目予備費100万円でございます。

なお、362ページから365ページまで給与費明細書を添付してございますので、ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第 8 号 平成18年度国民健康保険特別会計、第 1 条の説明とさせていただきます。

本書の 8 ページへお戻りください。

第 2 条、歳出予算の流用でございます。

地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費内の各項に係る予算額に過不足を生じたときにおけるこれらの経費の各項間とする。

以上をもちまして、議案第 8 号 国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

続いて、11ページへ移らせていただきます。

議案第 9 号 平成18年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算。

平成18年度厚岸町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,685万1,000円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

次ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算でございます。本表記載のとおりであります。事項別に説明させていただきます。

恐れ入ります、367ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目水道費分担金34万8,000円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料941万8,000円、2 項手数料、1 目水道手数料 3 万3,000円。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金1,705万2,000円、内容は記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わります。

次のページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費934万4,000円、職員人件費 1 名分でございます。843万円。簡易水道一般 4 万4,000円、水道料金計算収納87万円。

次ページ、2 款水道費、1 項水道事業費、1 目水道事業費1,493万2,000円、水道事業一般717万6,000円、水質検査78万7,000円、簡易水道施設336万4,000円、次ページ、検満

及び新設メーター取付事業250万5,000円、上尾幌浄水場整備事業110万円。

次ページ、4款1項公債費、1目元金134万3,000円、長期債元金134万3,000円でございます。2目利子118万2,000円、長期債利子でございます。

次のページでございます。

5款予備費、5款1項1目予備費5万円でございます。

なお、379ページから381ページまで給与費明細書を添付してございます。ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第9号 簡易水道事業特別会計の予算の説明を終わります。続いて、13ページにお戻り願いたいと思います。

議案第10号 平成18年度厚岸町老人保健特別会計予算。

平成18年度厚岸町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億5,848万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。本表記載のとおりであります。事項別に説明させていただきます。

本書384ページをお開き願います。

老人保健特別会計の歳入でございます。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金6億2,126万5,000円、2目審査支払手数料交付金441万2,000円。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金30万円、2目医療費負担金3億4,968万4,000円。

3款道支出金、1項道負担金、2目医療費負担金8,742万1,000円。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金9,540万1,000円。

5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金1,000円、2目返納金1,000円でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

恐れ入ります、386ページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費300万4,000円、老人保健一般102万7,000円、老人保健事務電算処理197万7,000円でございます。

次のページ、2款1項医療諸費、1目医療給付費11億3,705万円でございます。2目医療費支給費1,371万7,000円、3目審査支払手数料441万3,000円でございます。

次ページ、3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金1,000円でございます。これにつきましては、精算返還金1,000円でございます。

392ページ、4款1項1目予備費でございます。30万円でございます。

以上をもちまして、議案第10号 老人保健特別会計予算の説明を終わります。

続いて、15ページへお戻り願います。

議案第11号 平成18年度厚岸町下水道事業特別会計予算。

平成18年度厚岸町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19億5,936万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次のページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。この本表記載のとおりであります。事項別に説明させていただきたいと思っております。

本書の395ページになります。

下水道事業、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、2項負担金、1目下水道費負担金1,407万4,000円、公共下水道事業受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料5,678万2,000円、公共下水道使用料でございます。2項手数料、1目下水道手数料1,000円でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金8億1,580万円、公共下水道事業補助金8億1,580万円でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金2億5,083万6,000円。

6款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金1,000円でございます。2項雑入、1目雑入207万1,000円、消費税及び地方消費税還付金でございます。

7款1項町債、1目下水道債8億1,980万円、公共下水道事業債として7億1,720万円、資本費平準化債として1億260万円の発行であります。

8款1項1目繰越金につきましては、繰越金はございませんので、皆減でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次ページをお開き願います。

歳出であります。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費341万5,000円、下水道一般255万4,000円、下水道事務電算処理86万1,000円でございます。2目管渠管理費529万3,000円、管渠529万3,000円、次ページ、3目処理場管理費、終末処理場4,398万円、4目普及促進費、水洗化等普及促進3万3,000円、次ページ、水洗化等改造工事補助457万円、水洗化等改造工事資金貸付利子補給16万円。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費16億2,629万5,000円でございます。公共下水道事業といたしまして16億円の事業費でございます。次ページに移ります。公共下水道事業、これは1,220万円、公共下水道事業、これは単独の経費でございます。13万6,000円。それから、事業費支弁人件費といたしまして、補助対象外から外れる分でございます。単独分5名分の計上であります。

なお、409ページから411ページまで給与費明細書を添付してございます。

次ページをお開きください。

3款1項公債費、1目元金1億9,201万円、長期債元金でございます。2目利子8,260万9,000円、長期債利子でございます。

次ページ、予備費でございます。4款1項1目予備費100万円でございます。

以上で、議案第11号 平成18年度下水道事業特別会計予算の第1条の説明とさせてい

たきます。

15ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

17ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございます。事項欄記載の3件について、期間の欄に記載の期間にわたり各限度額等をもって債務を負担するものでございます。これらを含めまして、412ページに3、債務負担行為に関する調書として掲載しておりますので、あわせてご確認願います。

再び15ページへお戻り願います。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

18ページをお開き願います。

第3表、地方債。第1条で説明させていただきましたが、7款町債の個々の説明で平準化債等説明させていただきましたが、この合計で8億1,980万円の限度額とするものでございます。

なお、413ページに4、地方債に関する調書を添付しておりますので、ご確認願います。

以上をもちまして、議案第11号 下水道事業特別会計予算の説明を終わります。

続いて、19ページへお戻り願います。

議案第12号 平成18年度厚岸町介護保険特別会計予算。

平成18年度厚岸町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,366万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

次ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算でございます。本表記載のとおりでございますが、事項別により説明させていただきます。

恐れ入ります、416ページをお開き願います。

歳入であります。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、これにつきましては65歳以上の保険料でありまして、総体で18%相当で、1億3,457万5,000円の計上でございます。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目地域支援事業負担金、これは昨年まで一般会計で措置しておいた事業についての本特別会計への移行であります。したがって、75万5,000円、皆増でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1億4,098万9,000円、2項国庫補助金、1目財政調整交付金4,300万2,000円、7目地域支援事業交付金482万6,000

円、これにつきましても一般会計からの包括的支援事業交付金としての移行等でございます。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費交付金、これは45歳から65歳未満の法定負担分であります。2 億1,853万4,000円。2 目地域支援事業交付金176万6,000円、これにつきましても皆増ということで、会計間の移動でございます。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費負担金、法定負担分であります。8,811万8,000円。2 項道補助金、2 目介護給付費補助金40万2,000円、3 目地域支援事業交付金241万2,000円、これにつきましても会計の移動で、皆増でございます。3 項委託金、1 目総務費委託金、これは皆減でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金1,000円でございます。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金 1 億2,734万3,000円、法定負担分でございます。2 項基金繰入金の1 目介護給付費準備基金繰入金、これは18年度皆減でございます。

9 款諸収入、1 項延滞金及び過料、2,000円になりますが、次ページを開き、1 目第1号被保険者延滞金、2 目過料、それぞれ1,000円でございます。2 項雑入93万6,000円、目については記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

420ページへお移り願います。

歳出であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,981万4,000円、職員人件費 2 名分であります。1,374万1,000円。介護保険一般69万8,000円、介護保険事務電算処理537万5,000円、2 項徴収費、1 目賦課徴収費141万2,000円、課税収納141万2,000円、次ページ、3 項1 目介護認定審査会費306万9,000円でございます。厚岸浜中介護認定審査会306万9,000円でございます。2 目認定調査等費367万円でございます。介護認定調査367万円でございます。

次ページをお開き願います。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費 3 億1,646万3,000円、2 目施設介護サービス給付費 3 億572万4,000円、3 目居宅介護福祉用具購入費108万円、4 目居宅介護住宅改修費360万円、5 目居宅介護サービス計画費3,520万8,000円、6 目審査支払手数料90万3,000円、2 項1 目高額介護サービス費1,000万円、それぞれ給付状況を勘案の上、増減調整を図り、計上させていただいたものでございます。

次ページをお開きください。

3 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費3,250万円、これにつきましては法改正による科目新設事業でございます。

次ページをお開き願います。

3 款1 項1 目財政安定化基金拠出費74万9,000円でございます。財政安定化基金拠出金として74万9,000円の計上でございます。

次ページをお開き願います。

4 款地域支援事業費、1 項介護予防事業費、1 目介護予防特定高齢者施策事業費496万円、2 目介護予防一般高齢者施策事業費73万1,000円、これらにつきましては一般会計からの移行等であります。

次ページをお開き願います。

2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業等事業費1,589万1,000円、一般会計からの移行等であります。

次ページに移ります。

2 目任意事業費262万2,000円、これにつきましても一般会計からの移行等でございます。その他介護予防施策として262万2,000円でございます。

次ページ、5 款 1 項 1 目介護給付費準備基金費39万5,000円でございます。介護給付費準備基金への積立金でございます。

次ページ、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目第 1 号被保険者介護保険料還付金1,000円でございます。2 目償還金456万9,000円、このうち、詳細は説明欄に記載しておりますが、456万8,000円につきましては安定化基金への償還であります。446ページにこの償還の内容にかかわる地方債に関する調書が添付されておりますので、ご参照願います。

次ページをお開き願います。

8 款 1 項 1 目予備費でございます。30万円でございます。

なお、442ページから445ページまで給与費明細書を添付しております。ご参照願いたいと思います。

以上をもちまして、議案第12号 介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続いて、本書22ページへ移らせていただきます。

議案第13号 平成18年度厚岸町介護サービス事業特別会計予算。

平成18年度厚岸町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億8,029万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

次ページをお開き願います。

第 1 表歳入歳出予算でございます。本表記載のとおりであります。事項別に説明させていただきます。

恐れ入ります、448ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入6,605万円、2 目施設介護サービス費収入 1 億4,949万8,000円、2 項予防給付費収入、1 目居宅支援サービス費収入150万円、3 項 1 目自己負担金収入3,681万円、4 項身体障害者居宅支援収入、1 目デイサービス身体障害者居宅支援収入50万4,000円、2 目短期入所身体障害者居宅支援収入 5 万7,000円。

5 款道支出金、1 項道補助金、1 目サービス事業補助金、皆減でございます。

6 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入11万4,000円でございます。これは貸家料でございます。

7 款寄附金、1 項寄附金、1 目サービス事業費寄附金 4 万7,000円、施設介護サービス

事業寄附金 4 万 7,000 円でございます。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,710 万 1,000 円、一般会計繰入金でございます。

9 款諸収入、1 項 1 目雑入 860 万 9,000 円、説明欄でございますが、実費収入といたしまして、通所介護給食実費収入を初めとしまして、次のページの生きがい活動支援通所事業 184 万 1,000 円が主な内容でございます、ほかは記載のとおりであります。

次ページ、歳出に移らせていただきます。

452 ページ、歳出であります。

1 款サービス事業費、1 項 1 目居宅サービス事業費、2 目通所介護サービス事業費 6,010 万円、職員人件費 3 名分でございます。3,812 万 6,000 円。通所介護サービス 1,862 万 9,000 円、次ページでございます、生きがい活動支援通所サービス 184 万 1,000 円、次ページ、配食サービス 150 万 4,000 円でございます。3 目訪問入浴介護サービス事業費 535 万 2,000 円、職員人件費 466 万 4,000 円でございます。訪問入浴介護サービス 68 万 8,000 円。

次ページ、4 目短期入所生活介護サービス事業費 2,545 万 7,000 円、職員人件費 1,278 万円、2 名分でございます。短期入所生活介護サービス 1,267 万 7,000 円。5 目デイサービス身体障害者居宅支援事業費 9 万 7,000 円、デイサービス身体障害者居宅支援 9 万 7,000 円。

次ページ、6 目短期入所身体障害者居宅支援事業費 6 万 9,000 円、7 目包括的支援事業費 545 万円、一般会計から移行等でございます。皆増でございます。職員人件費 1 名分 45 万 3,000 円でございます。包括的支援 91 万 8,000 円。

2 項施設サービス事業費、1 目施設介護サービス事業費 1 億 8,346 万 5,000 円、203 万 2,000 円の増、職員人件費 1 億 3,138 万 8,000 円、人件費でございます、次ページに 12 名分の計上ということで 12 人という表示があるかと思えます。1 億 3,138 万 8,000 円でございます。施設介護サービスでございます。5,207 万 7,000 円。特別養護老人ホーム運営業務経費でございます。

466 ページをお開き願います。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 30 万円でございます。

なお、468 ページから 470 ページまで給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上をもちまして、議案第 7 号 一般会計から議案第 13 号 介護サービス事業特別会計予算まで提案理由とさせていただきます。

説明の最中にまことに説明が下手で時間をとったことに関しまして、おわび申し上げます。なおかつ、大変雑駁で大変わかりづらい説明になったことをおわび申し上げます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 休んだ方がいいですか、皆さん。

（「はい」の声あり）

●議長（稲井議員） それでは、休憩いたします。

再開は 4 時とします。

午後 3 時37分休憩

午後 4 時00分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

次に、議案第14号 厚岸町水道事業会計予算の説明をいただきます。
水道課長。

●水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第14号 平成18年度厚岸町水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量でございます。

給水戸数は5,031戸、前年度比0.3%の減でございます。

年間総配水量につきましては151万833立方メートルで、前年度比2.1%の増となっております。

一日平均給水量でございますが、4,139立方メートルで、前年度比2.1%の増となっております。

主な建設改良事業でございますが、配水管布設替等事業では7件、4,754万4,000円の計上で、前年度比64.1%の増でございます。浄水施設等整備事業では4件、3,347万4,000円の計上で、前年度比23.3%の減でございます。機器等更新事業では3件、868万4,000円の計上で、前年度比、皆増となっております。メーター設備事業では、新設・検満合わせて480個、2,233万2,000円の計上で、前年度比17.8%の減でございます。

第3条の収益的収入及び支出でございますが、9ページからの予算説明書により説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益、1項営業収益では2億5,028万4,000円の計上で、前年度比0.02%の減でございます。

1目給水収益では2億4,969万6,000円の計上で、1節の水道使用料は前年度比0.01%の増で、説明欄記載のとおりで、それぞれの用途別の計上でございます。

2目受託工事収益では58万8,000円の計上で、前年度比12.5%の減で、70件の新設給水工事を見込んだ設計審査及び工事検査手数料の計上でございます。

2項営業外収益では1万円の計上で、前年度比11.1%の増でございます。

2目受取利息及び配当金では、普通預貯金利息として1,000円の計上でございます。

3目雑収益では前年度と同額の9,000円の計上で、浄水場施設敷地内の電柱等の占用料でございます。

10ページをお開き願います。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用では1億9,876万3,000円の計上で、前年度比0.4%の

増となっております。

1 目原水及び浄水費では4,682万5,000円の計上で、前年度比0.7%の増となっております、各説明欄記載のとおりですが、17節委託料では前年度比1.1%の減で、水質検査委託業務の検査項目の減少によるものでございます。19節修繕費では前年度比46.7%の減で、主なものとして送水管ボルトナット取りかえなどに要する費用でございます。20節動力費では前年度比1.1%の減で、主なものとして浄水場の電気料の契約内容の変更による電気料の減でございます。21節薬品費では前年度比10%の増で、ポリ塩化アルミニウム等の水処理薬品の単価の上昇による増でございます。

2 目配水及び給水費では821万1,000円の計上で、前年度比6.8%の増となっております、各説明欄記載のとおりですが、17節の委託料では前年度比14%の増で、漏水調査のうち、配水管漏水調査の箇所数は同数ですが、給水管戸別漏水調査箇所数が5カ所増に伴う増額でございます。

4 目総係費では5,114万円の計上で、前年度比3.4%の増となっております。主なものは、2 節給料では前年度比5.7%の減、3 節手当では前年度比3.5%の減、4 節法定福利費では前年度比2.6%の減となっております。これは水道事業で計上する人件費5名分についての給料基本給の10%カットと、人事院勧告による0.3%カットによる減としたことによるものでございます。その他につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

12ページをお開き願います。

5 目減価償却費では9,112万3,000円の計上で、前年度比3.1%の増となっております。これは平成16年度までの取得資産に対する減価償却費の計上でございまして、各説明欄記載のとおりでございます。

6 目資産減耗費では146万4,000円の計上で、前年度比38.3%の減となっております。これは今年度に有効期間が満了となるメーター器433個の除却費などでございます。

2 項営業外費用では4,512万6,000円の計上で、前年度比1.6%の減となっております。

1 目支払利息及び企業債取扱諸費では4,147万2,000円の計上で、前年度比0.6%の減で、前年度までの企業債の借り入れに対する利息でございます。

3 目消費税及び地方消費税では365万4,000円の計上で、前年度比11.4%の減で、消費税納付額の計上でございます。

4 項予備費、1 目予備費では20万円の計上で、前年度と同額の計上でございます。

1 ページにお戻り願います。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、13ページからの予算説明書により説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

資本的収入でございます。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債では7,680万円の計上で、前年度比14.1%の増でございます。これは説明欄記載のとおり、建設改良に伴います企業債の借り入れでございます。

4 項他会計補助金、1 目他会計補助金ではゼロ円の計上で、これは配水管の布設替え工事に伴い、消火栓設置対応の口径とするため、口径増大となる部分の費用について一般会計から補助金を受けるものでございまして、本年度の発生はございません。

5 項工事負担金、1 目工事負担金では378万1,000円の計上で、前年度比22.6%の減でございます。これは新設・検満メーター器の減によるものでございます。

6 項補償金、1 目補償金では927万4,000円の計上でございます。これは町道白浜町山の手通り道路改良工事及び北海道が施工する道道床潭筑紫恋線改良工事に伴い、水道管が支障となり、その移設に係る補償金でございます。

14ページをお開き願います。

資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費では1 億1,253万9,000円の計上で、前年度比9.2%の増でございます。

1 目建設改良費では8,970万2,000円の計上で、前年度比23.5%の増でございます。説明欄記載のとおりの内容ですが、白浜町山の手通り配水管布設替工事及び道道床潭筑紫恋線送水管移設工事については、資本的収入でも申し上げましたが、町と北海道が施工する道路改良工事に伴い、配水管及び送水管が支障となるための移設工事でございます。

導水管布設替工事につきましては、導水管は門静地区内に布設され、取水場から浄水場まで原水を導水する重要な管でございます。口径350ミリのダクタイル鋳鉄管が入っております。その管が腐食等が原因で管に損傷がありまして、部分的に布設替えを行うものでございます。

港町3条通り他1及び真栄町東3の通り配水管新設工事については、配水管未設置のため、配水管を布設することにより、漏水事故等の迅速な対応、また水需要に対するため新設するものでございます。

配水管流量計設置工事は、配水流量の把握と漏水箇所の早期発見を目的に、宮園町に1カ所設置するものでございます。

仕切弁整備工事は、港町地区ほかでの老朽した仕切弁の整備工事でございます。

浄水場改修工事は、厚岸浄水場での老朽化したろ過池電動弁、電気設備、薬品注入設備のほか、本館の屋根改修にあわせまして地下ポンプ室のアスベストの除去を行うものでございます。

床潭地区水位計整備工事は、老朽化によるポンプ場のほか水位計の整備工事。床潭送水ポンプ整備工事は、配水池へ送水している老朽化したポンプの整備工事でございます。

宮園配水池テレメーター設備整備工事は、現在、宮園配水池内の水位及び流量については電話回線で浄水場と宮園配水池間を電送しておりますが、設置後約20年たちまして、老朽化によりまして今回更新するものでございます。

2 目総係費では50万5,000円の計上、前年度比0.2%の減で、説明欄記載のとおりでございます。

3 目メーター設備費では2,233万2,000円の計上で、前年度比17.8%の減で、新設・検満メーター器合わせて480個の設置に要する費用でございます。

4 目固定資産購入費ではゼロ円の計上で、今年度は資産の購入等はありません。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金では4,872万7,000円の計上で、前年度比0.5%の増となっております。企業債借入れに対する償還金でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条、括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,141

万4,000円は過年度分損益勘定留保資金6,605万2,000円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万9,000円で補てんするものでございます。

2ページをお開き願います。

第5条の企業債でございます。配水管布設替等事業費として7,680万円の計上でございます。普通貸借又は証券発行でございます。利率は5%以内で、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用、営業外費用と定めるものでございます。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費、交際費、それぞれ記載のとおりでございます。

第8条のたな卸資産の購入限度額につきましては、1,703万2,000円と定めるものでございます。

以上が平成18年度厚岸町水道事業会計予算の内容でございますが、3ページから4ページが実施計画、5ページが資金計画、6ページから8ページが給与費明細書、15ページから19ページが貸借対照表及び損益計算書でございますが、説明を省略させていただきます。

大変簡単な説明ですが、ご審議をいただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 次に、議案第15号 厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。
病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算の提案理由について説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条、平成18年度厚岸町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。病床数は98床。患者数であります。入院患者数は年間延べ数2万8,800人、一日平均79人、外来患者は6万100人、一日平均247人であります。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として1,150万円の計上であります。

第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、10ページから15ページまでの予算説明書により説明をいたします。

10ページをお開き願います。

収益的収入であります。1款病院事業収益では13億1,580万3,000円の計上で、前年比5.2%の減、1項医業収益では10億6,550万9,000円の計上で、前年比10.2%の減、これは1目入院収益で5億7,722万1,000円の計上、前年比11.9%の減、2目外来収益では4億4,070万円の計上で、前年比9.1%の減であります。これら入院・外来患者数については、平成16年、17年度の実績及び見込みからいたしますと、毎年減少してきておりますが、平成15年度患者実績数を参考として予算化をしております。

3目その他医業収益では4,758万8,000円の計上で、前年比2.1%の増、内容につきまし

ては節説明欄記載のとおりであります。

2 項医業外収益では2億5,029万4,000円の計上で、前年比24.2%の増、これは1目受取利息及び配当金では予算計上はありません。2目患者外給食収益では160万円の計上で、前年比30.2%の減、3目その他医業外収益では683万5,000円の計上で、前年比0.2%の減、4目他会計補助金では2億4,185万8,000円の計上で、前年比25.7%の増、5目雑収益では1,000円の計上であります。内容につきましては節説明欄記載のとおりであります。

11ページをごらん願います。

収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用では13億1,578万6,000円の計上で、前年比5%の減、1項医業費用では12億421万9,000円の計上で、前年比これも5.2%の減、1目給与費では6億9,175万5,000円の計上で、前年比12.3%の減、これは1節給料で2億6,602万円の計上、前年比9.3%の減でございます。主な内容につきましては、医師5名、看護師42名、医療技術員12名、事務員6名、技術員1名、労務員1名の計67名で、前年と比較いたしまして7名の減となっております。2節職員手当等では1億9,159万7,000円で、前年比6.2%の減、3節法定福利費では1億4,154万2,000円で、前年比2.8%の減、内容につきましては節説明欄記載のとおりであります。4節賃金では9,240万9,000円で、前年比5,310万6,000円の減で、36.5%の減となっております。主に看護補助員及び夜間受付等職員の派遣業務委託への切りかえによるものであります。5節報酬では18万7,000円の計上で、運営委員会委員報酬であります。

2 目材料費では1億9,507万円の計上で、前年比10.2%の減、内容につきましては節説明欄記載のとおりであります。

12ページをお開き願います。

3 目経費では2億4,213万6,000円の計上で、前年比4.9%の減、これは1節厚生福利費330万円で、前年比5.7%の減、2節旅費交通費では400万2,000円で、前年比58.2%の減、3節消耗品費360万円で、前年比30.8%の減、4節消耗備品費51万9,000円で、前年比これは3.8%の増であります。5節光熱水費2,053万6,000円で、前年比6.8%の減、燃料費1,730万円で、前年と同額の計上でございます。7節食糧費2万円で、前年比96%の減、8節印刷製本費99万8,000円で、前年比44.6%の減、9節手数料536万6,000円で、前年比17.9%の減、10節通信運搬費166万2,000円で、前年比27.7%の減、11節保険料230万9,000円で、前年比3.4%の増、12節修繕費1,080万円で、前年比1,426万7,000円の減でありまして、56.9%の減であります。主に、この内容につきましては、全身用エックス線CTスキヤンの管球の交換の終了によるものであります。13節職員被服費16万8,000円、前年比37.8%の減、14節使用料2,525万5,000円で、前年比1,663万5,000円の減、率にして39.7%の減でございますけれども、これは主に病院の収入オーダリングシステムコンピューターリース更新の延期によるものであります。今の器械をさらに1年間延長して使うことによる減額でございます。15節委託料1億4,409万1,000円で、前年比3,147万6,000円の増、28%の増であります。これは主に介護病棟看護補助者派遣業務、夜間受付業務委託を新たに実施することによる増額でございます。

13ページをごらん願います。

16節交際費130万円、前年比35%の減、17節負担金54万4,000円、前年比11.7%の増、1

8節諸会費24万9,000円で、前年比56.4%の減、19節雑費11万7,000円で、前年比61%の減であります。

以上が3目経費でございますけれども、それぞれの項目で節減見直しを1年間かけて行い、計上を行ったものであります。各節の内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

4目減価償却費では6,993万2,000円で、6,443万7,000円の増となっておりますけれども、年度中に償却をしなければならない経費の全額の計上であります。

14ページをお開き願います。

5目資産減耗費では141万円の計上で、前年比13.3%の減。

6目研究研修費では391万6,000円の計上で、前年比14.9%の減、内容につきましては節説明欄記載のとおりであります。

2項医業外費用では1億1,126万7,000円の計上で、前年比2.6%の減、1目支払利息及び企業債取扱諸費では8,700万7,000円の計上で、前年比3.5%の減、これは1節企業債利息8,511万9,000円で、前年比3.8%の減、2節一時借入金利息188万8,000円で、前年比11.1%の増であります。

2目医療技術員確保対策費では700万円の計上で、前年度同額計上でございます。

3目雑損費では1,093万2,000円の計上で、前年比1.6%の増、4目消費税及び地方消費税では200万円、5目繰延勘定償却では432万8,000円、3項予備費は30万円、それぞれ前年度と同額の計上でございます。

15ページをごらん願います。

資本的収入であります。

1款資本的収入、1項補助金では1億346万3,000円の計上で、前年比19%の減、1目他会計補助金では9,253万8,000円の計上で、前年比14.9%の減、2目国庫補助金では1,092万5,000円の計上で、前年比42.5%の減、医療器械購入に係る防衛施設周辺整備補助金であります。

次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出では1億346万3,000円の計上、1項1目固定資産購入費では1,150万円の計上で、前年比45%の減、内容であります。順送式入浴装置612万円、無散瞳眼底カメラ250万円、監視除細動装置220万円、オージオメーター68万円の購入の予定であります。

2項1目企業債償還金では9,196万3,000円の計上で、前年比13.9%の減であります。

以上で、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

恐れ入りますが、予算書の2ページにお戻り願います。

第5条、一時借入金であります。一時借入金の限度額を10億円と定めるものであります。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費6億9,175万5,000円、交際費130万円であります。

第7条、他会計からの補助金。一般会計からの補助金は総額3億3,439万6,000円、前年比3,325万7,000円の増額となっております。内訳につきましては記載のとおりであります。

このうち、(1)の企業債償還(元金)補助と(2)の医療器械購入費補助の合計9,253万8,000円につきましては、15ページに記載しております資本的収入の1目他会計補助金で受け入れをする予定となっております。

なお、今年度当初予算におきまして、病院事業運営に対して不採算経費と言われる部門の一般会計からの一部ルールづくりをさせていただき、増額の計上となっております。

次に、第8条、たな卸資産購入限度額であります。2億3,723万6,000円と定めるものであります。

3ページ、4ページは予算実施計画、5ページは資金計画、6ページから9ページまでは給与費明細書、16ページから20ページまでは平成18年度予定貸借対照表、平成17年度予定損益計算書、予定貸借対照表であります。

18ページをお開き願いたいと思います。

平成17年度単年度収支不足による経常損失であります。18ページ、下から5行目でございます。2億7,794万9,000円を予定しております。平成16年度、昨年度の経常損失は3億7,054万3,000円でありまして、比較いたしますと9,259万4,000円の収支の改善の見込みとなっております。また、平成18年度につきましては、新たな医師体制に基づく診療体制となりまして、さらなる経営改善の取り組みを行う予算となっておりますけれども、残念ながら診療報酬のマイナス改定、さらには入院・外来患者の近年の減少の中で、収支均衡を保つことが非常に難しくなっていることもご理解いただきたいと思います。

なお、その他内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

大変雑駁な説明であります。議案第15号 平成18年度厚岸町病院事業会計予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(稲井議員) 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(稲井議員) ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査方法については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成18年度各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後4時30分休憩

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

●議長（稲井議員） 日程第11、議案第48号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算から議案第56号 平成17年度厚岸町病院事業会計補正予算まで、以上9件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました議案第48号から議案第54号の提案理由を説明させていただきます。

初めに、議案第48号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算（10回目）の提案理由を説明させていただきます。

議案書1ページでございます。

平成17年度厚岸町一般会計補正予算（10回目）。

平成17年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,502万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億5,263万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページから5ページでございます。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり、歳入では14款28項、4ページ、5ページの歳出では12款29項にわたって、それぞれ3,502万2,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入であります。

1款町税、1項町民税、1目個人570万3,000円の減、2目法人46万8,000円の減、2項1目固定資産税749万2,000円の増、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金5万7,000円の減、3項1目軽自動車税16万2,000円の減、4項1目たばこ税119万4,000円の減、6項1目都市計画税9万2,000円の増、それぞれ増減計数整理であります。

6款1項1目地方消費税交付金1,320万円の減、7款1項1目ゴルフ場利用税交付金136万1,000円の減、8款1項1目自動車取得税交付金146万7,000円の減、それぞれ直近の交付実績による減であります。

11款1項1目地方交付税、普通交付税737万9,000円の増、特別交付税3,724万7,000円の増、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金4万3,000円の減、2節児童福祉費負担金34万円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2目衛生費負担金76万6,000円の減、3目農林水産業費負担金2,043万8,000円の減、主に草地整備改良事業負担金の減であります。

15ページ、14款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料、1節社会福祉使用料42万円の減、2節児童福祉使用料8,000円の増、3目衛生使用料、1節保健衛生使用料8万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

4目農林水産業使用料、1節農業使用料379万9,000円の増、主に牧場使用料391万3,000円の増であります。2節林業使用料2万9,000円の増、3節水産業使用料1万8,000円の減。

5目商工使用料1万9,000円の減、6目土木使用料、3節住宅使用料366万6,000円の減、7目教育使用料、3節社会教育使用料15万1,000円の減、4節保健体育使用料9万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項手数料、1目総務手数料、2節徴税手数料1万2,000円の減、3節戸籍住民登録手数料43万9,000円の減、3目衛生手数料、1節保健衛生手数料6万3,000円の減、2節環境政策手数料55万4,000円の減、4目農林水産業手数料、1節農業手数料2万7,000円の減。

17ページ、6目土木手数料、1節土木管理手数料8万6,000円の増、5節住宅手数料2万8,000円の減、3項1目1節証紙収入、ごみ処理証紙収入16万8,000円の増、し尿処理証紙収入58万4,000円の減。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金263万5,000円の減、主に身体障害者支援費負担金の減であります。2節児童福祉費負担金41万3,000円の減、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金12万8,000円の減、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金139万7,000円の減、主に身体障害者支援費補助金の減であります。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金110万7,000円の増、4目農林水産業費国庫補助金、4節防衛施設周辺整備事業補助金33万7,000円の増、6目土木費国庫補助金、5節住宅費補助金110万円の減、6節防衛施設周辺整備事業補助金、河川事業と道路事業の組み替えのものであります。

8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金79万6,000円の増、3節中学校費補助金33万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、4目土木費委託金、1節河川費委託金3,339万8,000円の減、事業費確定による減であります。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金131万8,000円の減、主に身体障害者支援費負担金の減であります。2節児童福祉費負担金4万7,000円の減、2目衛生費道負担金、1節保健衛生費負担金12万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金152万2,000円の減、主に児童デイサービスセンター支援事業補助金の減であります。

19ページであります。

3目衛生費道補助金、1節保健衛生費補助金173万7,000円の減、主に乳幼児医療費補助金の減であります。

4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金54万円の減、2節農業費交付金407万6,000円の減、主に中山間地域等直接支払交付金の減であります。3節林業費補助金196万1,000円の増、4節林業費交付金11万5,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、1節総務管理費委託金5万2,000円の増、2節徴税費委託金1万2,000円の増、3節戸籍住民登録費委託金6,000円の増、4節選挙費委託金1万5,000円の増、5節統計調査費委託金265万6,000円の減、3目衛生費委託金、2節環境政策費委託金7,000円の減、4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金3,000円の減、2節林業費委託金87万6,000円の増、21ページ、3節水産業費委託金2万円の増、5目1節商工費委託金5,000円の増、6目土木費委託金、1節土木管理費委託金3万5,000円の増、3節住宅費委託金1万円の減、7目教育費委託金、1節小学校費委託金5万円の減、2節中学校費委託金5万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入122万9,000円の減、2目1節利子及び配当金16万5,000円の増、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、1節土地売払収入851万8,000円の増、住の江町3番70ほか3件分の増であります。2節その他不動産等売払収入16万8,000円の増、2目1節生産別売払収入197万1,000円の増、説明欄記載のとおりであります。

4目1節農業施設売払収入49万7,000円の増、畜産基盤再編総合整備農業用施設売払代の増であります。

18款1項寄附金、1目一般寄附金109万円の増、サワダテルオ氏ほか1件の寄附金であります。6目1節商工費寄附金3万円の増、サトウサトコ氏よりの寄附金であります。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目1節まちおこし基金繰入金8万5,000円の減。

21款諸収入、2項預金利子、1目町預金利子、1節預金利子2万3,000円の減、3項貸付金元利収入、3目1節釧路沖地震災害援護資金貸付金収入9,000円の増、4項受託事業収入、23ページになります、1目1節交通災害共済受託事業収入116万3,000円の減、3目農林水産業費受託事業収入、1節農業費受託事業収入837万5,000円の減、4目土木費受託事業収入、1節住宅費受託事業収入3万5,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

6項3目雑入、1節簡易郵便局取扱手数料2万8,000円の減、3節雑入105万3,000円の増、主に障害児デイサービス事業助成金54万3,000円の増、ほか説明欄記載のとおりであります。

22款1項町債、1目総務債、1節総務管理債6,190万円の増、2目民生債、1節社会福祉債350万円の増、25ページになります、3目衛生債、2節環境政策債1,420万円の減、4目農林水産業債、1節農業債800万円の増、2節林業債680万円の減、3節水産業債1,370万円の増、6目土木債、2節道路橋梁債60万円の減、8目教育債、3節中学校債770万円の増、9目災害復旧債、2節土木施設災害復旧債10万円の減。なお、起債の区分については、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて、27ページ、歳出であります。

1款1項1目議会費103万9,000円の減、内容は説明欄記載のとおりであります。

29ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費32万6,000円の減で、これは

計数整理でございます。2目簡易郵便局費、財源内訳補正でございます。

31ページになります。

3目職員厚生費4万2,000円の減、4目情報化推進費370万9,000円の増、主に総合行政情報システム業務処理修正委託料の増であります。

33ページ、5目交通安全防犯費117万8,000円の減、6目行政管理費25万7,000円の減、7目文書広報費9万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

35ページになります。

8目財政管理費7,796万3,000円の増、主に財政調整基金積立金7,800万円の増であります。

9目会計管理費、これにつきましては計数整理であります。

10目企画費25万6,000円の減、37ページになります、11目財産管理費1万6,000円の減、12目車両管理費57万9,000円の増、2項徴税費、1目賦課納税費27万1,000円の減、39ページになります、3項1目戸籍住民登録費6万2,000円の減、41ページになります、4項選挙費、1目選挙管理委員会費5,000円の減、5目衆議院議員選挙費1万4,000円の増、それぞれ計数整理でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費265万6,000円の減であります。国勢調査事務完了に伴う減であります。

43ページ、6項1目監査委員費6万7,000円の減、内容は計数整理でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費8,176万円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に47ページ、国民健康保険特別会計繰出金8,000万円の増であります。

2目心身障害者福祉費931万4,000円の減、49ページ、3目心身障害者特別対策費198万7,000円の減、4目老人福祉費227万1,000円の減、55ページ、5目国民年金費8,000円の減、6目自治振興費52万7,000円の減、7目社会福祉施設費24万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

57ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費10万円の増、2目児童措置費51万5,000円の減、61ページになります、3目ひとり親福祉費60万円の増、4目児童福祉施設費98万6,000円の減、63ページになります、5目児童館運営費34万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

65ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目衛生予防費6,000円の減、これは計数整理であります。2目健康づくり費247万6,000円の減、主に予防接種委託料262万円の減であります。

69ページになります。

3目墓地火葬場費12万6,000円の増、4目水道費34万3,000円の増、71ページになります、5目病院費352万5,000円の増、6目乳幼児医療費337万円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

2項環境政策費、1目環境対策費28万9,000円の減、2目水鳥観察館運営費13万3,000円の減、73ページになります、3目廃棄物対策費48万1,000円の減、4目ごみ処理費1,275万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に一般廃棄物最終処分場建設事業完了に伴う減であります。

75ページ、5目し尿処理費1,000円の減、計数整理であります。

77ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費86万8,000円の減、2目農業振興費637万5,000円の減、主に中山間地域等直接支払事業537万7,000円の減であります。

79ページ、3目畜産業費25万6,000円の増、4目農道費10万5,000円の増、81ページになります、5目農地費3,243万4,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります、主に道営大別地区草地整備改良事業2,278万3,000円の減であります。

83ページになります。

6目牧野管理費87万1,000円の増、85ページになります、7目農業施設費3万円の減、87ページ、8目農業水道費8万7,000円の増、9目堆肥センター費3万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主であります。

89ページ、2項林業費、1目林業総務費、これは財源内訳補正でございます。2目林業振興費94万円の減、造林事業完了に伴う減であります。

91ページになります。

3目造林事業費587万9,000円の減、4目林業施設費19万円の減であります。5目特用林産振興費9万2,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

93ページ、3項水産業費、1目水産業総務費80万8,000円の減、2目水産振興費107万8,000円の減、95ページになります、3目漁港管理費27万5,000円の減、97ページになります、4目漁港建設費6万9,000円の増、5目養殖事業費65万5,000円の増、99ページになります、6目水産施設費35万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

101ページになります。

6款1項商工費、1目商工総務費7万7,000円の減、2目商工振興費48万円の減、103ページになります、3目食文化振興費15万1,000円の増、4目観光振興費18万3,000円の減、5目観光施設費36万6,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

105ページになります。

7款土木費、1項土木管理費、3目土木用地費7万5,000円の減、107ページ、4目地籍調査費30万7,000円の減、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費3万9,000円の増、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

109ページになります。

2目道路新設改良費348万4,000円の減、主に住の江町通り整備事業完了による減でございます。

111ページになります。

3項河川費、1目河川総務費3,097万1,000円の減、事業費確定による減であります。

113ページ、4項都市計画費……

●議長（稲井議員） 課長、時間延長しなければならないので、ちょっと待ってください。

本日の会議時間は、本日の議事日程が全部終了するまで、あらかじめ時間の延長を行います。

●税財政課長（佐藤課長） 113ページ、4項都市計画費、1目都市計画総務費20万8,000円の減、3目下水道費379万円の減、下水道事業特別会計繰出金の減であります。

6項住宅費、1目建築総務費、財源内訳補正でございます。2目住宅管理費237万1,000円の減、町営住宅奔渡団下水道排水設備整備事業の減であります。

115ページになります。

8款1項消防費、1目常備消防費65万5,000円の減、2目災害対策費196万2,000円の増、主に食糧費、これは非常食209万7,000円の増であります。

117ページ、9款教育費、1項教育振興費、1目教育委員会費3万9,000円の減、2目事務局費10万3,000円の減、3目教育振興費24万6,000円の減、119ページになります、4目教員住宅費2万6,000円の減、5目就学奨励費5,000円の減、6目スクールバス管理費24万8,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

121ページ、2項小学校費、1目学校運営費110万4,000円の増、主に各学校燃料費の増であります。

125ページ、2目学校管理費18万5,000円の増、127ページになります、3目教育振興費12万2,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

129ページになります。

3項中学校費、1目学校運営費69万4,000円の増、主に厚岸中学校光熱水費の増であります。

131ページ、2目学校管理費93万2,000円の減、133ページになります、3目教育振興費39万3,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

135ページになります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費19万円の減、137ページになります、2目生涯学習推進費10万円の減、3目公民館運営費2万2,000円の減、4目文化財保護費2万5,000円の減、139ページになります、5目博物館運営費5万7,000円の増、141ページになります、6目情報館運営費44万2,000円の減、143ページになります、6項保健体育費、1目保健体育総務費22万9,000円の減、145ページになります、2目社会体育費38万1,000円の減、147ページになります、3目温水プール運営費12万7,000円の減、149ページになります、4目学校給食費83万7,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。

151ページ、10款災害復旧費、3項土木施設災害復旧費、4目町営住宅災害復旧費13万6,000円の減、11款1項公債費、1目元金、2目利子、これは財源内訳補正でございます。

12款1項1目給与費170万円の減は、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理が主な内容でございます。

以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費の補正であります。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

6ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正、追加であります。5款農林水産業費、1項農業費、事業名、道営厚岸第2地区公共牧場整備事業、金額994万9,000円であります。

再び1ページへお戻り願います。

第3条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

7ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正、変更であります。農業経営基盤強化資金利子補給に関する債務負担、期間を平成18年度から平成34年度までに、限度額を207万5,000円に変更、厚岸東部地区畜産担い手育成総合整備事業に関する債務負担、期間を平成18年度に、限度額を3,141万6,000円に変更、矢臼別演習場周辺農業用機械等整備事業に関する債務負担、限度額を9,078万9,000円に変更、漁業近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を1,262万4,000円に変更、小規模商工業者設備近代化資金利子補給に関する債務負担、限度額を59万7,000円に変更するものであります。

次ページに調書がございますので、ご参照願います。

再び1ページへお戻り願います。

第4条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。

9ページをお開きください。

第4表、地方債補正、変更であります。限度額を一般公共事業1,700万円に、自然災害防止事業480万円に、臨時地方道整備事業1,620万円に、過疎対策事業2億2,520万円に、公有林整備事業1,670万円に、草地整備事業5,090万円に、一般廃棄物施設整備事業1億5,040万円に、義務教育施設整備事業5億8,070万円に、北海道市町村振興基金を1,010万円の減とし、地域再生事業を9,400万円とするものでございます。災害復旧事業230万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

次ページをごらんいただきたいと思います。

地方債に関する調書補正でございます。表の下段、合計欄でございますが、16年度末現在高120億4,954万円、今回7,310万円増額し、年度内発行額で14億4,790万円となり、17年度末見込み額は122億4,301万8,000円となるものであります。

以上で議案第48号の説明を終了させていただきます。

次に、議案第49号の説明に移らせていただきます。

議案第49号 平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（5回目）でございます。

平成17年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算（5回目）。

平成17年度厚岸町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,746万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億7,395万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では7款9項、歳出では7款11項にわたり、それぞれ2,746万7,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税3,905万2,000円の減、2 目退職被保険者等国民健康保険税148万4,000円の減で、この国民健康保険税につきましては調定額をもって予算化しているところでございます。これら収入が見込めない場合にあっては、昨年同様、繰上充用しなければならない状況であることを申し添えます。

2 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目 1 節保健事業費負担金92万8,000円の増、3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目療養給付費等負担金、1 節現年度分185万6,000円の減、一般被保険者の医療費増によるものであります。

3 目 1 節高額医療費共同事業負担金85万9,000円の減、2 項国庫補助金、1 目 1 節財政調整交付金513万1,000円の減、5 款道支出金、1 項道負担金、1 目 1 節高額医療費共同事業負担金85万9,000円の減、2 項道補助金、2 目 1 節財政調整交付金266万1,000円の減、7 款 1 項 1 目 1 節共同事業交付金、高額医療費共同事業交付金185万3,000円の減であります。

8 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金8,000万円の増であります。1 款国民健康保険税でも説明いたしましたが、繰上充用の額の縮減のため、一般会計からの繰り入れをするものでございます。

10 款諸収入、2 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金、1 節賠償金42万9,000円の増、3 目一般被保険者返納金、1 節返納金35万4,000円の減、4 目退職被保険者等返納金、1 節返納金21万9,000円の増。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

8 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 4 万3,000円の減であります。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費 1 万1,000円の減、3 項 1 目運営協議会費 7 万5,000円の減、5 項 1 目特別対策事業費26万1,000円の増であります。

10ページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費2,424万3,000円の増、2 目退職被保険者等療養給付費、3 目一般被保険者療養費、これは財源内訳補正であります。

4 目退職被保険者等療養費13万円の増、5 目審査支払手数料20万3,000円の増、2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費212万6,000円の増、それぞれ医療費及び支払い件数の増減によるものであります。

12ページになります。

3 款 1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、4 款 1 項 1 目介護納付金、それぞれ財源内訳補正であります。

5 款 1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金343万5,000円の減、6 款 1 項保健事業費、1 目保健衛生普及費240万1,000円の増、7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金、1 目一般被保険者保険税還付金35万8,000円の増、これは保険税還付金であります。

3目償還金130万9,000円の増、精算返還金であります。

以上をもちまして、議案第49号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第50号であります。

議案第50号 平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成17年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算（2回目）。

平成17年度厚岸町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,878万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では2款2項にわたり、それぞれ7万7,000円の減額補正であります。

事項別に説明させていただきます。

4ページになります。

歳入であります。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目1節水道費分担金2万2,000円の増、検満メーター分の増であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、1節計量使用料54万7,000円の減であります。3節過年度収入3万7,000円の増であります。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金41万1,000円の増で、計1,986万2,000円の繰り入れ総額とするものでございます。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費6万1,000円の減、2款水道費、1項1目水道事業費1万6,000円の減、説明欄記載のとおり、計数整理であります。

以上をもちまして、議案第50号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第51号に移りたいと思います。

議案第51号 平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）であります。

平成17年度厚岸町老人保健特別会計補正予算（3回目）。

平成17年度厚岸町の老人保健特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,169万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入歳出とも2款2項にわたり、それぞれ1,000円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページでございます。

歳入であります。

1款1項支払基金交付金、1目医療費交付金、1節現年度分205万8,000円の減、5款諸収入、1項雑入、1目第三者納付金、1節賠償金205万9,000円の増、第三者行為分であります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款1項医療諸費、1目医療給付費、財源内訳補正でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金1,000円の増であります。

以上をもちまして、議案第51号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第52号に移りたいと思います。

議案第52号 平成17年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

議案書1ページでございます。

平成17年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算（2回目）でございます。

平成17年度厚岸町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ88万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,350万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では3款3項、歳出では1款2項にわたり、それぞれ88万8,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入であります。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目1節下水道使用料380万2,000円の増、5款繰入金、1項1目一般会計繰入金379万円の減で、繰り入れ計1億9,396万3,000円とするものであります。

7款1項町債、1目下水道債90万円の減であります。

以上で歳入の説明を終わります。

8ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款下水道費、1項下水道管理費、1目一般管理費6万2,000円の減、2目管渠管理費16万2,000円の減、3目処理場管理費8万1,000円の減で、それぞれ説明欄記載のとおり、計数整理であります。

4目普及促進費13万4,000円の増、主に水洗化等改造工事補助の増であります。

10ページになります。

2項下水道事業費、1目公共下水道事業費71万7,000円の減で、説明欄記載のとおりであります。

以上で歳出の説明を終わります。

1ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正、変更であります。水洗化等改造工事資金利子補給に関する債務負担、期間については変更ございません。限度額を9万3,000円に変更するものであります。

債務負担行為に関する調書補正、変更につきましては、記載のとおりでありますので、ご参照願いたいと思います。

以上で債務負担行為の補正の説明を終わります。

再度1ページへお戻り願いたいと思います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

4ページをお開き願います。

第3表、地方債補正、変更であります。公共下水道事業、限度額を1億3,500万円に変更するものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

地方債に関する調書補正であります。一番下の合計欄でございますが、16年度末現在高35億6,116万4,000円、今回90万円の減、年度内発行額2億4,390万円となりまして、17年度末現在高見込みは36億1,032万3,000円となるものであります。

以上をもちまして、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第53号の説明に移らせていただきます。

議案第53号 平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）でございます。

平成17年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（3回目）。

平成17年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,657万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では5款7項、歳出では2款6項にわたり、それぞれ2万5,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4ページでございます。

歳入であります。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者介護保険料、1 節現年度分15万7,000円の減、2 節滞納繰越分45万6,000円の増、3 款 1 項支払基金交付金、1 目介護納付費交付金453万円の減、4 款道支出金、2 項道補助金、2 目介護給付費補助金 5 万7,000円の減、3 項委託金、1 目総務費委託金、1 節介護状態等審査判定委託金 1 万円の減、6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 7 万6,000円の増、これで繰り入れ総額を 1 億1,090 万2,000円とするものであります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金423万5,000円の増、保険料等不足分にかかわる繰り入れであります。

8 款諸収入、2 項 3 目雑入 3 万8,000円の減。

以上で歳入の説明を終わります。

6 ページをお開き願います。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7 万5,000円の増、2 項徴税费、1 目賦課徴収費9,000円の減、3 項 1 目介護認定審査会費13万3,000円の減、説明欄記載のとおりであります。

2 目認定調査等費13万9,000円の増、8 ページになります、5 項 1 目計画策定委員会費 2 万5,000円の減、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費672万4,000円の減、2 目施設介護サービス給付費720万3,000円の増、3 目居宅介護福祉用具購入費16万2,000円の減、4 目居宅介護住宅改修費13万円の増、5 目居宅介護サービス計画費37万2,000円の増、10ページになります、6 目審査支払手数料7,000円の増、2 項 1 目高額介護サービス費89万8,000円の減、それぞれ居宅及び施設にかかわる保険給付費の増減の調整等で、説明欄記載のとおりであります。

以上をもちまして、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号に移ります。

議案第54号 平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算。

平成17年度厚岸町介護サービス事業特別会計補正予算（3 回目）であります。

平成17年度厚岸町の介護サービス事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ125万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億8,255万2,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開きください。

第 1 表でございます。歳入歳出予算補正であります。歳入では 4 款 5 項、歳出では 1 款 2 項にわたり、それぞれ125万8,000円の減額補正であります。

事項別により説明させていただきます。

4 ページになります。

歳入であります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス費収入、1 節通所介護費収入182万5,000円の増、2 節訪問入浴介護費収入21万3,000円の増、3 節短期入所生

活介護費収入119万1,000円の減、2目1節施設介護サービス費収入248万9,000円の減、3項1目1節自己負担金収入20万8,000円の増で、利用者増減等による計数整理であります。

7款1項寄附金、1目サービス事業費寄附金、2節施設サービス事業費寄附金8,000円の増でございます。

8款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金30万7,000円の増であります。これで繰り入れ総額1,355万9,000円とするものであります。

9款諸収入、1項1目雑入、1節実費収入7万5,000円の減、2節雑入6万4,000円の減、主に配食サービス事業の減のほか、説明欄記載のとおりであります。

以上で歳入の説明を終わります。

6ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款サービス事業費、1項居宅サービス事業費、2目通所介護サービス事業費50万2,000円の減、8ページになります、3目訪問入浴介護サービス事業費7万3,000円の減、4目短期入所生活介護サービス事業費49万3,000円の増、10ページになります、5目デイサービス身体障害者居宅支援事業5,000円の減、2項施設サービス事業費、1目施設介護サービス事業費117万1,000円の減、それぞれ説明欄記載のとおりであります。主に計数整理でございます。

以上をもちまして、議案第48号から54号の説明を終わらせていただきます。

大変早口で申しわけございません。また、雑駁な説明で申しわけございませんが、よろしくご審議の上、ご承認願いますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 水道課長。

●水道課長（高根課長） ただいま上程いただきました議案第55号 平成17年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量の補正でございます。主な建設改良事業ですが、配水管布設替等事業では325万6,000円を増額し、3,222万2,000円とするものでございます。浄水施設等整備事業では352万9,000円を減額し、4,012万円とするものでございます。メーター設備事業として39万3,000円を減額し、2,502万1,000円とするものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1款水道事業収益、1項営業収益では6万7,000円を減額し、2億5,257万1,000円とするものでございます。2項営業外収益では1,000円を増額し、13万7,000円とするものでございます。

支出では、1款水道事業費用、1項営業費用では77万7,000円を減額し、1億9,732万6,000円とするものでございます。2項営業外費用では5万9,000円を増額し、4,628万円とするものでございます。

予算3条の収入及び支出については、5ページの補正予算説明書により説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。

収益的収入でございますが、1 款 1 項 2 目受託工事収益では 6 万 7,000 円の減で、給水装置工事の設計審査及び工事検査手数料を 58 件で予算計上していましたが、今年度の見込みを 50 件とし、8 件の減による減額補正をするものでございます。

2 項 2 目受取利息及び配当金では 1,000 円の増で、預金利息の増額でございます。

次に、収益的支出でございますが、1 款 1 項 1 目原水及び浄水費では 22 万 6,000 円の減で、主なものは 20 節の動力費で、今年度から浄水場の電気料について契約方法を変更したことにより減となり、このことによる減額補正でございます。

2 目配水及び給水費では 51 万円の減で、17 節委託料では、配水管の漏水の発生による漏水箇所を特定するための調査費としての計上ですが、発生が少なかったことにより 19 万 1,000 円を減額するものでございます。19 節修繕費では、配水管の漏水修理のほか、凍上によりメーターボックスが上がり、その引き下げの箇所の発生に伴う、その修理に要する費用としての計上ですが、発生が少なかったことにより 31 万 9,000 円を減額とするものでございます。

4 目総係費では 4 万 1,000 円の減で、主なものは、7 節旅費で、余市町での第 45 回水道実務研究会が開催され、その研究会に参加を予定しておりましたが、他の業務と重なり参加できず、それに要するに経費、旅費 6 万 7,000 円の減額でございます。14 節広報費では、「水道あつけし」を年 1 回作成し、配布しておりますが、従来、新聞折り込みの配布としていたのを、配布方法を広報誌と一緒に変更したことによる 4 万 8,000 円の減でございます。24 節負担金は、科目変更による 11 万 3,000 円の減、その他については説明欄記載のと通りの計数の整理でございます。

6 ページをお開き願います。

2 項 3 目消費税及び地方消費税では 5 万 9,000 円の増で、総費用の減額に伴う納税額の増額補正でございます。

1 ページへお戻り願います。

第 4 条、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入では、1 款資本的収入、1 項企業債では 10 万円を減額し、6,720 万円とするものでございます。4 項他会計補助金では 6 万 8,000 円を減額し、161 万 5,000 円とするものでございます。6 項補償金では 5 万 6,000 円を減額し、73 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。

支出では、1 款資本的支出、1 項建設改良費では 66 万 6,000 円を減額し、1 億 40 万 4,000 円とするものでございます。

予算第 4 条の収入及び支出につきましては、6 ページの補正予算説明書により説明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目企業債では 10 万円の減ですが、説明欄記載のとおり、事業費確定により減額補正でございます。

4 項 1 目他会計補助金では 6 万 8,000 円の減ですが、説明欄記載のとおり、住の江町国道 44 号線沿い配水管布設替工事と門静地区のバイパス管布設工事に伴い、消火栓の設置に係る事業費確定による一般会計からの補助金の減額補正でございます。

6 項 1 目補償金では5万6,000円の減ですが、道道床潭筑紫恋線送水管移設工事の事業費確定により、北海道からの補償金の減額補正でございます。

次に、資本的支出でございます。

1 款 1 項 1 目建設改良費では27万3,000円の減ですが、建設改良に伴う事業費の確定による減額補正であります。説明欄記載のとおりでございます。

3 目メーター設備費では39万3,000円の減ですが、新設のメーター数6個の減に伴う減額補正でございます。

1 ページへお戻り願います。

第4条の括弧書きでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,467万6,000円については、過年度分損益勘定留保資金4,630万5,000円、当年度分損益勘定留保資金2,358万9,000円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額478万2,000円で補てんするものでございます。

2 ページをお開き願います。

第5条、企業債の補正でございます。配水管布設替等事業費としまして10万円を減額し、6,720万円とする内容でございます。なお、起債の方法、利率、償還については変更はございません。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。職員給与費で6万4,000円を増額し、3,859万3,000円とするものでございます。

第7条、他会計からの補助金の補正でございます。消火栓設置に伴う配水管布設替等工事補助として6万8,000円を減額し、161万5,000円とするものでございます。

以上が平成17年度厚岸町水道事業会計補正予算（2回目）の内容ですが、3ページが実施計画、4ページが資金計画、7ページから8ページが貸借対照表でございますが、説明を省略させていただきます。

大変簡単な説明ですが、ご審議をいただき、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 病院事務長。

●病院事務長（斉藤事務長） ただいま上程いただきました議案第56号 平成17年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由について説明を申し上げます。

1 ページをごらん願います。

第1条、平成17年度厚岸町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量であります。年間患者数であります。入院患者は4,547人の減で2万3,553人の計上、外来患者は1万2,357人の減で4万8,443人、合計7万1,996人の計上であります。なお、一日平均患者数につきましては、記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、主な建設改良事業であります。医療器械整備事業として事業費確定による427万2,000円の減額であります。

2 ページでございますけれども、第3条、収益的収入及び支出、並びに第4条、資本的収入及び支出につきましては、11ページから17ページの補正予算説明書により説明を

いたします。

11ページをお開き願います。

収益的収入であります。1 款病院事業収益 2 億7,224万4,000円の減、1 項医業収益 2 億7,554万9,000円の減、1 目入院収益では 1 億9,069万8,000円の減、入院患者の減であります。

2 目外来収益では8,510万5,000円の減、外来患者の減であります。

3 目その他医業収益では35万4,000円の増、これは 1 節室料差額収益で213万9,000円の減、2 節公衆衛生活動収益で189万円の増、3 節その他医業収益で60万3,000円の増であります。

2 項医業外収益では320万5,000円の増であります。2 目患者外給食収益で69万3,000円の減、3 目その他医業外収益で30万円の減、4 目他会計補助金で419万7,000円の増、これは、へき地医療確保対策費 2 名分の負担金600万円と保健衛生行政費補助340万3,000円の増が主なものであります。

5 目雑収益で1,000円の計上であります。内容につきましては、それぞれ節説明欄記載のとおりであります。

12ページをお開き願います。

収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用では1,103万1,000円の増、1 項医業費用では1,005万8,000円の増であります。1 目給与費では5,054万9,000円の減、1 節給料では2,408万8,000円、2 節職員手当等では1,715万2,000円、3 節法定福利費では1,171万4,000円のいずれも減額補正であります。主に職員の退職、異動による増減で4名、看護師の採用見送りによる人員3名、計7名の減と、医師給与10%削減などによるものであります。

13ページをごらん願います。

4 節賃金では252万6,000円の増、常勤医師退職に伴う臨時出張医賃金の増であります。5 節報酬では12万1,000円の減であります。

2 目材料費では22万2,000円の減、内訳の増減につきましては予算執行確定に伴う計数整理であります。

3 目経費では1,155万7,000円の減であります。6 節燃料費では170万3,000円の増、主にA重油高騰によるものであります。

14ページをお開き願います。

15 節委託料では780万5,000円の減、主に看護補助者等派遣業務の取りやめのほか、委託契約の計数整理によるものであります。

15ページをごらん願います。

17 節負担金では206万5,000円の増、主に地域医療振興協会からの医師派遣でございまして、昨年10月から6カ月間、週1回の消化器内科の派遣をいただいている医師報酬相当の負担金であります。

16ページをお開き願います。

4 目減価償却費では7,419万8,000円の増で、当初予算で組み込むことのできなかつた器械備品、建物、構築物、車両に係る本年度分の減価償却費の計上であります。

5 目資産減耗費では90万円の減、固定資産除却費であります。

6目研究研修費では91万2,000円の減であります。

2項医業外費用では117万3,000円の増、これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で18万8,000円の増、2目医療技術員確保対策費で40万円の減、3目雑損費で138万5,000円の増で、記載のと通りの計数整理であります。

17ページをごらん願います。

3項予備費では20万円の減であります。

次に、資本的収入及び支出であります。

1款資本的収入、1項補助金427万2,000円の減、これは1目他会計補助金67万2,000円の減、2目国庫補助金360万円の減であります。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産購入費427万2,000円の減で、事業費確定に伴う計数整理であります。

以上で、収益的収入及び支出、並びに資本的収入及び支出の説明を終了させていただきます。

議案書の3ページにお戻り願います。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費では5,054万9,000円を減額し、7億3,830万3,000円に、交際費では130万円を減額し、70万円にするものであります。

4ページ、補正予算実施計画、6ページは補正資金計画、7ページから10ページは補正給与費明細書、18ページ、19ページは平成17年度予定貸借対照表であります。内容につきましては記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、平成16年度単年度収支3億7,054万3,000円の赤字を受けて、限られた条件の中で、職員の退職に伴う定員管理の見直しなど人件費の抑制及び全病院事業費用の見直しを進めてきましたが、その効果の部分といたしまして一部平成18年度の予算の中での反映となり、前年度の決算との比較といたしましては、9,259万4,000円の収支を改善する見込みとなっておりますけれども、残念ながら現在の予算ベースでの単年度収支では2億7,794万9,000円の赤字の見込みとなりますことをご理解いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でありますけれども、議案第56号 平成17年度厚岸町病院事業会計補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） 本9件の審査方法についてお諮りいたします。

本9件の審査方法については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。

よって、本9件の審査方法については、議長を除く17人の委員をもって構成する平成17年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに

決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後 5 時39分休憩

午後 5 時41分再開

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。

●議長（稲井議員） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

午後 5 時42分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年3月8日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員